



讀史餘論
二



門 4 卷 4
775
132

讀史餘論卷之二目錄



- 一 上古征伐天子之事
- 一 中世以來將帥之任世及世族之成事
- 一 源賴朝父子三代之事
- 一 北條代々天下乃權上之事
- 一 後醍醐帝中興御政務之事





續史餘論卷之二

上古征伐自天子出之事

神武日向より起り於乎瓶紫の國と平け於蘇我の國と
 赤備の由瓜原とくは乃小大倭と討平け於倭の山と國と
 檀原宮ありて帝位小昂於乎ひしとある爾來十年より帝業を以りて
 九世凡六百六十九年と記す金草の事史一と上世氏
 流りて俗多く皇化の被不自り徳りたりと云ふ
 もと一は世をく人もと史策の載る不自り天漏有ん
 も初りたりと

第十代崇神の十年九月大彥命北武渟川別東赤
 伎津彥西丹波道自丹波命一と云ふ方の國と云ふ
 史と史との若とは其と卷て討りたりは是後世將軍の

始なりと申はれぬれども其代小將軍の事は存りし
もはあつた日本書紀小治の事は知られぬ後代史作れ
し河洞飾の詞とてなり 宗神の可今の文字は未傳り
日本紀の事なり 此年武垣女
産と云者皆記ありて帝京と號んとせしと産園芽
及六十狹芥彦命小令して討平しけり後しなり
是後百六十七年引して第十一代景行天皇十二年菟原
熊襲叛て帝自ら是を征し終ひ八年と歴くはあり
平け終ふ 是後百六十七年引して第十一代景行天皇十二年菟原
熊襲叛て帝自ら是を征し終ひ八年と歴くはあり
として征せし事 平け終ふ 終ひ八年と歴くはあり
年一長赤夷皆く事ありし又尊しと乞と討しめ

乞叛臣と征伐
ありし始なり

らと 赤夷叛く
事の始なり 終ひ八年と歴くはあり
其後二十餘年ありて熊襲又叛 於此後
二十餘年 於此後二十餘年
仲哀の二年 仲哀の二年 仲哀の二年
代とありし 代とありし 代とありし
初 初 初 初
討 討 討 討
新羅 新羅 新羅 新羅
皇居 皇居 皇居 皇居
德神 德神 德神 德神
仲哀 仲哀 仲哀 仲哀
生 生 生 生
頼 頼 頼 頼

りや〜きつ〜しゆれ〜世の〜つり〜不信〜都〜やゆ〜ん
まれの〜天武の〜一旦〜西軍小市編せあり〜して世とあり〜
これ〜かく〜其後終ふ七代百余年うゆ〜そ〜其主孫称徳
の女皇〜そ終〜結〜せあり〜天智の沖後ハ孫光仁何世と
初〜せ終ひ〜より今小結〜せ終ひ〜ハ天有道ふ〜
月〜事〜明〜け〜し〜し〜
事ひ終ひ〜しゆれあり〜日徳や〜表〜て風俗既小洗〜
と〜し〜し〜
天平十二年太宰少貳叔廣嗣宵〜び〜武道安養う
叛〜後帝王二十代星霜九百七七年と終て人臣の叛
系〜せ千文と邦内〜動〜され〜しゆれあり〜
世中ハ
守屋連
う礼と叛臣の抄ふ〜しゆれ〜もハ馬子存〜お事ひ〜
軍自れハ為た叛臣の例ハはは〜し〜やゆ〜ん 此何大野東人と

大将〜して紀伊麻呂を副わ〜して討平〜け〜ゆ〜け
勲功ふ〜し〜して二階級越〜〜は〜之〜任と東人小授〜
合せられ又功と賞也
られ〜るの〜し〜
以後二十六年と終〜二十九代克仁宝徳六年法興の夷
叛〜鎮守府將軍大伴波河麻呂〜して討る其功と
賞〜して勲三等と授〜き〜十年ハ又叛〜し〜討奪織
敷尔小黒麻呂是と討平〜し〜ハ正〜之〜任と授〜ふ以後
九年と終て桓武延暦七年法興の夷〜し〜く奪織紀
石原大と征東大將軍〜し〜討せ〜し〜小遂小利か
く〜して石原〜し〜九年大伴弟麿を征東大使とあり
故〜田村丸等と副〜して討れ〜小田村丸の功是〜
〜し〜ハ十六年小征夷大將軍〜し〜成り廿年〜又

陸奥の夷を凡く平らぐ河内清見園と攻めて田村
凡を攻め取りつゝ瓜分して陸奥をとり神楽島と
云ふを一切てつれ陸奥悉く平らぐ東夷皇化小順と
す半平をとりつゝ皇化の如く規り小孫と礼
まゝに皇化の如く皇化既遠く不及ありと
いふ事 日本武尊東征の後百六十年余を
東夷略す皇化の如く 皇化八年と満て
の千二代法成弘仁九年帝の御兄平城天皇親非茶
子を御兄の仲成号り親中をとりて皇位を譲り給ふ
さ法成をとりつゝ近玉の無きとされ天皇の方小御年河内
をとり用ひられ天皇大御を大將と田村凡を初めて御世
を止めありとす 田村凡を法成よりして
皇位を譲り給ふ 皇位を譲り給ふ
錦賚と副將軍と成り給ひて皇位を譲り給ふ

といけらるる流刑とす 皇位を譲り給ふ
自ら某とのして 皇位を譲り給ふ
の表文皇錦賚と征夷大將軍小成より天皇陸奥の夷
叛を討つと討平く 皇位を譲り給ふ
成り給ひ給ひと一世の礼を 皇位を譲り給ふ
人とす 皇位を譲り給ふ
又入る相の位 皇位を譲り給ふ
後世より文武其職と 皇位を譲り給ふ
より後世細紐と解き 皇位を譲り給ふ
任持 皇位を譲り給ふ
あり 皇位を譲り給ふ
大勢一度 皇位を譲り給ふ

中世以来将帥の任世な世族と成りし事

六十二代 朱雀天皇 天慶二年十一月 平将門 源氏統たる乳母あり

源氏統たる乳母あり 帝王 九代 凡百二十四年 源氏 将門ハ 陸奥 鎮守府 將軍 從五位下 平

良將の嫡子なり 桓武の子 為宗 其子 吉見 王 其子 吉望 王 娘 楊 平 姓 良 於 二 男 一 伊予 掾 友 兼 純 在 八

太宰 少 貳 良 範 子 なり 長良の子 八 友 大 奇 在 純 子 良 範 也 二人 初 の 洛 あり

河 敷 山 あり して 相 約 兵 と 起 せ 一 といふ 事 誤 也

将門 謁 仁 和 寺 貳 行 々 官 貳 行 々 の 中 子 貳 賢 親 也 帝 等 六 人 と 具 一 たり

平 貞 盛 も あり して 将門 門 と 出 ず 不 行 也 不 須 盛 也 貞 盛

ハ 其 今日 耶 曾 と 具 也 二 御 事 口 傷 々 事 あり 此 将門 八

天 下 小 大 事 と 門 門 あり して 若 かり とも なく 正 統 記 といふ

将門 久 友 親 政 秘 の 家 へ 侍 り 使 宣 旨 と 宣 一 小 不 許 あり

ゆゑ あり あり して 名 せ 一 といふ 揚 子 小 軍 志 平 の 息 の 所 大 陸 也 同 一 将門 誅 害 日 記 小

天慶二年十一月廿一日 常陸大掾 國香 と 叙 伯文 之 男 貞 盛 也 天 子 たり 國

中 と 統 一 廿九日 豊田 那 孫 備 后 小 還 り 長 友 派 使 と 幽 一

武 亮 守 貞 世 王 子 誠 あり して 諸 公 と 併 せん 一 十二月 十日

入 下 野 國 守 以 下 降 一 十六日 入 上 野 國 守 と 迎 迎 一 して 廿日

陰 目 と け 小 形 して 武 亮 相 模 等 と 巡 一 是 より 先 建 都 於

下 總 兵 衛 尉 那 石 井 公 直 文 武 百 友 三年 正月 十日 詔 兼 海

東 山 討 將 門 二月 八日 參 議 修 理 太 夫 兼 右 衛 門 督 兼 忠 文

と 征 夷 大 將 軍 一 此人 逆 傳 たり 時 直 友 一 小 察 の 心 馬 也 引 寄 也 相 一 菊 也 冷 也 也 等 也 賦 一 一 事 あり

刑 部 左 輔 忠 節 忠 文 の 弟 右 京 亮 兼 兵 部 大 監 物 平 清 基 叙 位

就 兵 部 大 將 軍 經 基 小 武 亮 子 たり して 將 門 八 友 也 等 也 一 此人 在 大 臣 孫 能 有 の 播 也 一 馬 の 藝 也

江 德 一 以 時 朝 儀 欲 以 藤 元 方 為 大 將 軍 元 方 聞 之 曰

江 德 一 以 時 朝 儀 欲 以 藤 元 方 為 大 將 軍 元 方 聞 之 曰

大將軍取言一事以上國家莫不被用若拜大將軍者必請負信公息一人為副因是議止

按小澤賴信公大綱云九方の介也

一日下野押領使藤秀以常陸掾平貞盛等四千余兵

焚其營十四日大戟小卒偽將門貞盛之弟秀鄉獲首

斬百九十七級

諸將自中路歸

下野功田永傳子孫進兼任下野氏元兩國守貞盛從五

位下右馬介經基從五位下兼太宰少貳此所小野宮左

大臣實賴曰殺勿貨九條右大臣師輔曰刑殺勿貨賞疑

許之左府の儀小よとと忠文之は實を

元年二月七十六日純友追討記小純友為海賊魁首南海湯

之乃望風而逃聞將門及而擬上道東西二京連夜放火

十二月下旬二年傳弟高奔于京純友使文元追之世

六日及栲別剋原郡相戰獲子高乃牙泉奪其妻子而

去下固閑使於諸國諭純友叙從五位下純友寇讚岐从

教系必風兵故奔淡路於二月募兵還府元少將小野好古

為長友源經基乃次友在處耐藤慶幸為判官在處忠

大元春實為司之典征之到播讚等國造二百艘入賊地

先乞絨次將友恒利降系必風以恒利為心奪擊賊

絨之絨入太宰府府兵大敗虜掠殆尽好古自陸路慶幸

春實自海路六月子絨合博多津春實祖身亂髮陷陳

恒利遠方棄之賊軍亂欲棄船而戰友兵焚賊船絨敗

死者救百人溺死不知斗純友急於舸奔于川警固使攜

遠保虜之純友死於獄中

按仁其後秀々貞盛治守府將軍
任せしむる也

其後四十年ハ一休長徳九年下野守平維勳平

致賴ト志守ト致小誠ト罪致賴ト流涕涙ニ維勳ハ貞盛ノ四男
致賴ハ再從兄弟也

其後廿八年ト一休一條長元九年平忠常叛ク忠常ハ

葛原の孫高望王の末男村長忠康子忠文の子仁平孫平先

肥後高木階成京後平時遠平乃約令全戦せんすト

罪ト定スルニ同日四月前上総平忠常下総平忠常ト叛ク

檢非違使平忠常時政仁代の祖
義家の子也中東成道トシテ東海平忠常

其ト致シテ討つ二年十二月成道之功徵還三年一月忠

房高直先業奔國而還忠常常ト為レテテテ九月忠常

兵威ト懾シテ忠常亦之功徵還甲斐高直相信ト故赤

の兵ト付テ征シ仁平四年四月忠常常テ杖桑畧死赤の

進討使平忠常不遂之功宣ニ帰洛深相信ト向任所ト

日テ討忠常ト由有勅按系圖直方
为上總分宇治拾遺ト河内守相信ト

野守ト一々有仁平忠常と討つ海の濱名ト知テ流リ

跡あり忠常ト死ハハ百流あり馬の右後ト立テ流リ此

流トハ此人知リ海と流平忠常ト
知リト有テハ忠恒周章ト名簿ト書テ

文挿ト投テ小船ト舟ト一人載テ迎降トテ杖桑略死ト

相信隨身トテ於於東原金山縣郡忠常病死即斬

其首於平忠師六月十六日入洛ト流トるト首還揚徒類

其後七年ト山代の乱あり後朱雀天皇元年山代相信ト

相信ト明高ハ相信の門流ト其年の冬明高ト
天皇の病トトモ忠常の流ト

ワハ相信ト相信トト相信の門流トト

其人之ト相信トトト山代名トト大勢相信の録ト

本より敬新し其門柱とさる相色あしく平忠方とて
防りし山流くお致ひ死傷者多し 山流敬新の
おまきり

其後十年のりて安清の頼時と事記る国白頼通之治
平等流と建るの年後冷泉永承六年頼時移り 六郡
の司

初名頼良しり志
相り孫志良う子なり 法興守兼系也任也と討て敗る相義と
法興守兼鎮守府將軍とて討りめり相義ハ長

元の号又頼信小越ひして平忠常と討て功あり小一宗流
の判友代とあり流の沖狩小越ひ弱りと云て極敵ハ

たおれ上郎守平忠方共將義とてわくと聲と判友
代の号小とらと相模ととをり改東の士大半の門表上流

叔年の後ハ権小あり 東國の士高源氏者服流
頼信頼茂又子なり 頼茂到任俄有
赦令頼時降頼茂任終る日頼時又致く 頼時の子貞任罪首とめり
しとらふよりてなり

今年新司頼心礼而梓文重任頼義遂征伐しり而必

内飢饉糧食不給大兵散而不集友軍不利天祐六年

九月頼時中流矢死康平六年春頼義任終拜高階

経重為國守揚徽而東去畿帰洛是以國内隨常司指

揮也朝議紛伝之間頼義屢來兵於武州秋七月武州

乘子弟万余人而來八月十七日陷小松柵九月廿日貞
任戰于磐井郡大敗之七日彼衣河國被大藤生藤原
二柵十一日陷高海柵又拔高野比多高二柵十六日因厨
川堀戸二柵十七日頼義焚柵貞任出我見屠而死 成と被り
ぬたり

貞任の弟重任と子子世童子と斬 十二年とて平とて
六年八家永保二年十月

率也六年二月十六日頼貞任治清重任首三級於京師元
六日頼義正四位下伊予守義家從四位下出守義綱右

河内府清原武則従わ位下浪守府將軍正首使者藤
季俊在馬允物部長頼法興大目

其後七年とて後二年の事新り是より前白河院永保元
年三月奥福寺の僧多武峯の奴といふひと信守討
くし武峯と棟彼の六月三井寺山と相りて金我
一寺悉く焼るのり二年より奥の事新り奥六郡は清原
高衡といふ者あり故鎮守府將軍武則孫とて荒川
右部武貞の子なり高衡富宥の者とのり跡とて一秩
外々部族とてなり出ぬ人吉秀武恒のりなり
軍新り世は藤府
ての中略同二年深義家法興守ふたれ彼下向
如ハ清衡家衡兄弟秀武といふてたり其後武衡といふ
て義家の子は清衡秀武ハ義家の子なり

梅久保二年の記は清衡ハ正理持ち又清衡の子なり
清衡は保一後其妻武貞といふひと家衡といふひと
とて清衡ハ家衡といふ人父同母の兄弟といふは
衡ハ家衡といふ人父同母の兄弟といふは清衡ハ父
兄弟なり武衡ハ本姓記といふとてなり是も武則
武貞の子なりとて一玉代一覽ハ武衡ハ家衡兄弟の由
る由の成程なり其元來保一ハ保保二年の事とて
記して中局七年のり記して寛治六年よりその事と
記してより入てハ軍のりなりとてハ大玉園
清衡ハ下後二年金我の遺蹟ハ仁也其父同母の事
清原家衡ハ論此事なりとてなり保保二年の後
高衡共て其孫と清衡家衡又ハ家衡ハ宣ハ

越いざりし一軍新りしゆ

つて寛治六年九月義家母方跡と帥ひて金沢柵を攻め
十月十日の秋城陥りて武衛家術と共捕はと斬首解と奉りて
武衛家術謀叛に小貞任宗はしりし力のたすけありて
討平ふ年とゆらうありて追討の左衛門と掃りて首と奉りて
うんとせしむりしゆの跡しりしゆのたすけありて
は仍も仍る友をたすけしゆのたすけありて首と道しゆ
之を友とせしむる 梅ノ小貞任宗より寛治六年より二十年より
義家の子より義家の子より
其後十六年より追討義親の事より義親の義家の嫡子
系より、康和二年匡房は折しよりて流罪 梅ノ小貞任宗は
匡房は折しよりて流罪
九月を宰輔帥康和六年六月任宗にて 梅ノ小貞任宗は
匡房は折しよりて流罪
師系親流罪の流しより匡房は折しよりて 梅ノ小貞任宗は
匡房は折しよりて流罪
康和六年十二月廿八日依管新官折し流罪は折しよりて

死所は追討お雲は殺害兩國目代 家保
依此変し下追討し
宣旨より三年 天仁
元年 正月六日流罪同廿九日東首於獄樹
梅ノ小貞任宗は二年七月から四年正月まで
下りて追討任宗の二年天仁元年正月まで 義親流罪一年の二月七日
義家の二男右衛門義忠其叔父義光のち小教する麻
呂と初と云者として教せしむりしゆと義家の
ことしゆ 梅ノ小貞任宗は二年七月から四年正月まで
下りて追討任宗の二年天仁元年正月まで
の男乃義院宣と世なり 為義嫡孫を義家の子に傳へ
たりしゆ 追討し
梅ノ小貞任宗は二年七月から四年正月まで
下りて追討任宗の二年天仁元年正月まで 義院流罪
六月十八日義家六十七歳より 梅ノ小貞任宗は二年七月から四年正月まで
下りて追討任宗の二年天仁元年正月まで
難を平治小義家の世を文より七代の子に傳へしゆ
天下とぬ 梅ノ小貞任宗は二年七月から四年正月まで
下りて追討任宗の二年天仁元年正月まで
帥の命と形りて其功と奉りぬれ共勤勞り

主敵を〜〜〜に但天下と云へ〜〜と云れり
白の首〜〜御家の徳けあ〜せんの謂ふなり〜
〜〜〜高野の人徳よ〜〜と云ひ〜〜高野天
下の後久我頼朝の家より〜〜と稱と奪ひて永後家
存よの御も〜〜と云〜〜二世の後頼朝を稱と奪
は幸と云く〜〜と利復再ひ天下の帝〜〜ゆれ之度今代
世と云〜〜の遺言〜〜の御も〜〜と云
清和の皇統は陽成〜〜と頼朝より〜〜と云
世と云〜〜人〜〜共皇胤也云々の御も〜〜あり
耶〜〜と云

又楠公正統は高野流の御代也法皇の武平元年の
家不属と云り〜〜と云〜〜と云〜〜と云

平久安武と云く〜〜と云〜〜と云〜〜と云
法皇の兵と云具〜〜と云〜〜と云〜〜と云
や〜〜と云〜〜と云〜〜と云〜〜と云
作深氏武成命〜〜と云〜〜と云〜〜と云
平は貞盛〜〜と云〜〜と云〜〜と云
源礼の臣ゆれは源氏と云〜〜と云〜〜と云
氏は遠勅の者ゆれは平氏と云〜〜と云〜〜と云
それ源平相の仇敵〜〜と云〜〜と云〜〜と云
讎の思ひは〜〜と云〜〜と云〜〜と云
源氏と云〜〜と云〜〜と云〜〜と云
〜〜と云〜〜と云〜〜と云〜〜と云
頼信頼義父子忠臣と云〜〜と云〜〜と云

二代奥永後の親小世傳年と居くまも小属せし
おのりく其後親のふひとまもあり若きまも
終ふ天下の権と分されしは是も累代の権烈ふよ
まもまもそのまもを考ふ小傳ふ天慶の礼よれり
此礼のよつてまれりお小執柄の人朝家の権と棄て
皇威申ふ為くもふくまも小武備も又おりけり
初め將門純なうおまもあつて小皇統おれ將門の帝
位と知り教氏の裔おれ純な小執柄たつてまも
約せしとまもまも其むまも做ひし者もけりはまも
つら小威の権とちふまもより執柄の職とひて親家の
地くおりまもまもまもまもまもまもまもまも
朝廷のけりまもまも相治くまも門まもけりまも

まもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
彼將帥の職もふまもまも代とひて位せし初め終
所謂世友世族とまもまも又まも属せし兵も小傳
まもの属兵と成しまもまも相のまもひ深平小属まも
まも頻り小割符と法下しまも深平お氏のまも権と
おんまもひまもまもまもまもまもまもまもまも
功臣のまも権とおれまもまもまもまもまもまも
まも権とまもまもまもまもまもまもまもまも
究めまもまもまもまもまもまもまもまもまも
まもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
のまもまもまもまもまもまもまもまもまもまも
まもまもまもまもまもまもまもまもまもまも

其後二年まもまも白河永久元年は敵ゆく其福寺

争論あり無福寺別家と恨み春日の神本とありく
 ねふ人粟柄山よりあり郡よりくんとそ相使とせしり
 とも不用なる義然とせられ大に放れてゆりて幼實よ
 在る村不感ふ

梅より白河法皇朕よりふけいぬい双六の泰山法印と
 法印よりあり此法印山僧の………河より三井無福寺の
 法印もやもそれい共草と勤して朝威と茂如せし
 とより一其草のゆめい後未在長曆三年の春山法皇
 関白頼通と恨みく兵と起せしに始り兵を又執柄
 槍と恣りして皇威不慕へし小より大に在る偽流
 兵とせしめそ半いむまのま抄ありそよりなりゆりふ
 初櫻りありくそなりゆりゆりゆり王綱解結の一端

此後ゆりもそれい偽流等兵と起して世とありきし
 くてい佛元より後とし偽流の兵と假借して征伐の
 りん流ゆりねんしん 佛元の所より南流の所後と信りゆり流東
 の所より余の言三井の偽と頼流白河山僧と
 頼て最件と付ねんし後流破る方 其後應仁の礼後山僧い
 たりも不及法流一向の流より即櫻来の偽流も
 それい皇威と揚ひ又皇威と………一向の後加賀の富
 樫女と亡し一歳田原の皇威盛なりもゆりゆりと併く
 りゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 来の身を焼亡せられてより數百年の禍流ゆりゆり
 むもゆり大なりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 の………ゆりゆり

其後十六年より宗徳大治四年二月山陽南海城移り備前

平忠盛小洗宣と下されしと付し 忠盛八貞盛子孫

其後十六年より保元之礼あり 保元平忠盛子孫

其後二年と神と平治の礼あり 平治平忠盛子孫

其後五年より余の言の事あり 余の言平忠盛子孫

六年と神と平治とあり 平治平忠盛子孫

其の春平家亡し 平家平忠盛子孫

其の九十二年之神武元征の年より 武元平忠盛子孫

千の百二十年の事 平忠盛子孫

天の方小源つ 平忠盛子孫

滅するなり 平忠盛子孫

源賴朝父子之代之事

賴朝世に承りて高倉清兼四年八月起兵戦不利

奔房州越上総入十総十月歴武元入鎌倉率廿万

兵越上柄山子大場京親戦敗之進別賀嶋開

平軍潰尚武田子信義守駿別安田子初義定

守遠州而還鎌倉十一月撃流竹冠者秀義斬之

十二月還鎌倉新第出仕侍三百十八人安德養和

元年閏二月清盛薨六月重衡率千餘騎東征賴

朝子叔父志田子初戦敗之三月行家等率三兵

平氏戦墨股川敗績之八月伊勢与清綱上総父志清

館子初貞保東征兵於江別九月賴朝遣三浦葛西

討足利子初俊綱斬之十月維盛東征十一月賴朝遣

足利義兼九郎義經去肥次郎實平去登初宗遠
和由小右初義盛禦平軍於遠別依々木秀義云
維盛也江別出師去於上約家在尾別可取支平軍
故東軍發二年三月損於義仲平七月平氏敗走
深義仲入京十二月損於致上總外廣常元年冬遣
範賴義經討義仲一後有羽九曆九年正月義仲敗死
二月七日一谷城陷十八日令京都守護且令景時實
平遣使守播磨備前中後右州三月一日下平氏於
鎮西九國任人九日宣旨云武士等征伐之事上世々
狼藉何り損於子細と務て云々下八月板垣三
市兼依去肥實平等西海へ向ひて討平氏四月殺義
高六月範賴三河与損於不融義經任友六月義經

下向して謝諒以年三月京時亦御供也七月損於奏上皇
初義經為征八月義經在奥門尉檢非遠使賞二谷々
功損於不悅罷義經西征而遣範賴範賴落誦舍
九月義經從去位十月院內昇殿文治元年義經
西征屋嶋陷三月四日於御使大膳大夫久經近友也平
禎在路武士狼藉廿四日平氏亡四月十二日損於余範
賴在九州沙汰没友頗微義經還損於位二十日
関东亦家人不蒙内奉親衛司所司者廿三人叔中願
上之慶斬罪有治文と京師を去す廿九日田代信綱
使して義經自去々依々令々侍等小礼の恩と施す
事不商之向後於於々志有者不之遣義經と相觸下
と云々六月七日義經使龜井右衛門尉誓文十有義經

以平内府到酒勾驛小保とて迎之義経と練倉へ
不入六月九日附義経還内府諸之江州藤原久経
西京節院藤下文赴鎮西十六日義経任伊予与兼院既別
當持勅衛京師九月抵京季とせし備前前司行
家と誅をくく義経を命て十月使土佐坊部義経
廿五日使小山朝政踏城朝光を十余人赴京廿九日頼朝
西征十一月三日義経行家出京廿日京兵入京八日頼朝
還師廿五日時政入決廿八日時政請法因守護地以不
備檢の執家花園可充米廿九日勅許廿日頼朝
定驛十二月六日兼實、形狀在也乃職廿日勅許此年
西海廿六州之勇士撰をせし分監たりしむ二年三月朔日
使頼朝為惣追捕使并地頭此時和行の西相模武光伊豆
駿河上総信濃越後を後守 九劫

拘ふ小頼朝の初志ハ平民義仲の家等と戮士の君ふ赤
玉と打越へ之後鶴蚌の弊よりあつて世の礼送と收免
相好より打越へしと切當より後て奥の考働ら
夫相と願せし相をけりんとひしむや相ふ義経
乃家のもり報りしあちちと廣元を第と用ひて守備
地は職とせしと天とを係し相中ふせしをりし又
相給政の始ふは廣元若原俊高の傷をともて政
祈の沙汰人々せしと事むゆけりし
正統紀よ人と撰目ひしと目ハ先徳のつくと徳
の同しあれハ労働ありとらり又相傳ふハ物ハ所哀れ
るものなることしと云々ゆきと徳の用もあらと不
治の用ひし相好とらりしと寛弘一条のよとらりしと寛弘

小治元年中より後之系流の沖代は弊とせせりて祀
祿とせられて西之系流の文書とせりて多く信廢
せりてわが白川系流の沖代より新三の地派多く
放りて西目の初より百が一は放りて後より西目任職
申すはわが系流の主人よりぬ暇代とせりて西と治
りてわが礼とせりてわが系流の治とせりて守護
職と補りて西目任職とせりてわが系流の
文治の治とせりてわが系流の治とせりてわが系流
乃てわが系流の治とせりてわが系流の治とせりて
わが系流の治とせりてわが系流の治とせりてわが系流
王家の治とせりてわが系流の治とせりてわが系流の治と

抄下より其書とせりてわが系流の治とせりてわが系流の治と
小治元年中より後之系流の沖代は弊とせせりて祀
文治元年十二月廿一日於諸國庄園下地者關東一向可
令願掌給とせりてわが系流の治とせりてわが系流の治と
朝恩或平家領内其歸補並之或西目領家為私芳
志之補干其庄園又令違背本主命之時者改替之
而平家零落之則依る被家人知行之跡被入段官等
仍施芳恩本領主堂手後悔之處今度諸國平均之間
還斷其恩言公貞永式目第三條神社右大將家
沖時所被定主者大番催候謀殺殺害人等事也而
至近年一分補代友於郡之充課公事於庄保耶國司
而妨國勢耶地頭貪地利所行之企甚以公道也萬又

所々下司庶官以下假其名於冲家人對捍國司領家
下細言々如惣々輩可勤守護所設之由御推望申一
切不之加權早任大将家冲時例大番役并謀殺殺害
之外々令停止守護之沙汰若背此式目相違自餘事
者被改所帶職可補補使々輩也以下之輩皆守護人の沙汰と禁也
文治元年二月四日西日義経自殺九月三日恭徳之死
建久元年十月上洛四年八月殺範頼六年二月上洛
九年十二月落馬去冲門院正治元年二月十三日率
西十二歳清康四年九年
文治元年八月十九年

西統紀云白河高祖の時時より政道のあらざるに漸
嘉（後白河）の沖伐ふに輩起々其世に於る天下の
民非遠慮の為め々々相朝一臂以揮々々其礼々々々

王室ハ古きにゆりきりきり々々九重の蒼々々々
己身民の肩も休々ひぬと下堵と寄々々々
其徳小服せり又云凡保元平治もさげ々々世の櫻り
くく々々に相朝々々人々もかく恭時々々々々
あつし目々々々の人民め申あつし
梅々々々西統紀小つる名ハ孔子養仲々々と
一歳々々々々相朝の始々軍紀也々々王とつとめ
民と救々々々の人々々々々々々々民の罪悪貫盈
天下の豪傑め々々ひ新々々々々々々々々々々々々々
々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
許々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
罪と問々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

漢漢雅人々王臣は雅の川にりる王公のりる禎朝の
お滅せし不をりて修せし不作を雅の臣にり
雅の臣をりしとて義仲をりし事なるも其暴れ
の日にりし平氏とてせしむるも其無威權にけふ
のひしを師をりしとて其功をあすりしも速なるも似
たり平氏邪と病し時り其謀のりし一洗をりし
同しし御幸のりしとて義仲の禎朝と軍起りし
甲小又も謀のりしとて一洗をりしとて其海に起りし
形勢の起る軍の威名をりて義仲とて其なる威
祥とてし平氏と討しとて一洗希有のりて其あり
ゆへに平氏にのみ瓜分せし事ありしとて其ありし
御蒙漢川の流もり絶せりし海にりし事ありし

御りし天の御りしひきりし御りし於りし自ら
も勳功小慕りて朝家を脅し制し其し滅し
天の功を據りしとて其し世の禎朝とて誠
より人々十餘列勳進補使を賜り守護地頭職
と補せし事とて其し御りし天下の礼
始て平氏とて其の存歎をりしとて其し充て其し加ふ
又義経の家の子りしとて其し守護地頭をりしと
りのをりし御りし天下の礼止りしとて其し其し
初りし平氏とて其し其し其し其し其し其し其し
自らの権威をりしとて其し其し其し其し其し其し
とるるに其し其し其し其し其し其し其し其し其し
故し其し其し其し其し其し其し其し其し其し其し

叔ケ衆と載せけるふらとて朝廷の威目も不慕武
家の権柄く穢んふ放しは治る共法の法も弊下
なり頼朝の初もふらとて初頼朝死ふ放れ
士卒と集め東国の士民の心を治る去威目も不慕
小天下終ふも武功も終せし事共祖先の輝烈の
もも非も自ら英雄の資ありて其人とゆきま
と助けしむ共源時の策も終ては廣元吾信等
功も多し一在の人たふ共武功あり終ては
其功の初もふらとてふ言れ又其人終ては
の性りて措歎の心ゆかきも子孫と保んりて
くわふ初しむ名譽一族と多く終ては我々の黨
倚て其孤と託し終ふまうわふ共後と滅され

天の報應河也ゆきとてしむ抑又之向く此世の

薛子あり 揚子範頼義経の事なり或廣元の家ハ叔父なり或伴
及乃家の子元家ハ後世ハ義経の子ハ姓ハ義仲の子
或言ハ後世ハ義仲の子ハ姓ハ義仲の子
聲きり九八八元

頼家十八歳少く家と終く時小正位下右近衛少将兼
讃岐指父たり家終し時將社在道清中同二年正月
後四位上十月從二位左馬督建仁二年八月從二位叙
征夷大將軍小位也 時小正位下家と終て四年正月 同二年職と終り落
飾共明年 元久元年正月 卒之 治世終る六年 初頼朝の代
小條時政并義時及廣元吾信親能終之南義院八田
知家和國義盛比企能貞為九郎入道運西且之左馬射
遠元頼家京時長部を備行政等讓命して成敗成
りし 小正位下 頼朝去りし 同一年正月 頼朝京時

右京を伴業等と事約して政所より書せしハ小笠原清隆
江合之部同清隆中野之部等從賴者於鎌倉中野雖
被獲藉甲乙人敢不可令款討若於有遠托之輩者
為罪科此可尋法進交為之方可觸廻村里より由上彼
六人之外非別作者諸人輒不可有未詳中野清隆
七月十日之河國より報仰ありて室平四郎重康と云
者強竊盗人為て浪浪社來の人と認すより定めて其京
右邊清九郎京盛とて是と追討も京盛日法使節の
事と澄く詳き是ハ志春の江京より更女と稱し小野時
別とて是も楚の故より一と云く之河合ハ又事約の事ありハ
適きかゝるく打立り古り此流文月部江中野之部能盛
とて京盛の妻女ありて小笠原清隆を初り家小右(左)丸

女之部の次女向れ此新より今より家小右より一
と事約し一月十日京盛清隆の重康等追討しつるを知
るより一と事約し京盛被女の本小右より一悟り中野流
此の部の事より一ハ小笠原清隆江合之部初日之部
中野之部細野之部等より一修せし京盛と流せし所
及んで小笠原清隆とけりて後九郎入道蓮西より其流の
家小右の鎌倉の士と事約し二位の元盛長より宅より
て之者小笠原清隆の妻女ありて是將夫ありし流とて
君も早世し悲歎一人より一と事約し是れと事約し
世の深かり中野京盛ハ根の結小憐のひり者ありハ
罪科をんは我より尋く成流より一と事約し是れと事約し
がして討つる定む法悔て之れ若し被と打るべらんハ

我々もさしおれふ能ふありて一と音一とふらぬ〜兵を止め
らるる事倉中の強劫人をもと忠怖せんとしあ事一と
庚元ふ初る事ハ先親を〜も何〜ハ忠孝親流の忠義を
祇園女史の深伴家う書なりとせりて後ハ伴家とハ忠
政由（流され〜も）二信友盛長う宅〜遠るを
世ふ何〜さう〜の紀法文と家盛ふあり〜せよ〜てゆり
りハ其何と損家ふあり〜せら〜一席ハ海内の守りと
忘れ政道不倦て民の徳と知りハ忠孝と好て人の汚
と視ど〜信り〜者賢ふ何〜ハ〜と多く邪偽の輩と
ハ不忠や、佛氏の人〜ハ故敵の所一旗ハ宗ハ我ハ親戚とまハ
損親親り小者情と施〜在宗ハ抑〜あり〜何〜ハ
人〜に優愛かく〜判〜は実名取〜ハ〜ハ信信あり〜

そり〜もさし〜あり〜於てハ能信〜目忘せ〜見せ〜あり〜
〜ハ依〜本〜初〜書〜入〜道〜出〜候〜より十月廿六日結城七郎初光
江所の侍〜と後想の書〜と〜杉助のおふ人別一万通
の念佛と切り忠臣二君ハ信〜と〜云我ハ故敵の厚恩と誓
りたり夫れ〜ハ〜何〜遠〜の事何り〜ハ〜ハ家世ハ後
悔一つ不何〜ハ〜ハ今世と〜ハ〜ハ為米と誦也〜と〜
此人杉助の道行を讃えり〜ハ〜ハ懐四と感〜と〜
人海と流〜ハ〜ハ京阿波の先うりせ〜ハ〜ハ〜
あり〜ハ〜阿波の南〜ハ〜ハ女房共七ハ〜ハ〜ハ
義村ハ許〜ハ〜ハ〜ハ義村義盛運西号と指て相
斗り〜ハ〜ハ〜ハ〜ハ爲〜ハ〜ハの廻廊ハ集り〜ハ〜ハ時
年ハの徳恩と辨り候と〜ハ〜ハ一味の事〜ハ〜ハ改行〜

樹ふ朝元々兄小山部宗政ハ性名をハ載ルレモ加判ノ未及
廣元ノ就テ奉ルンニ義登義村ニ向ル十月十日
義登廣元ノいままハ故病セリト云リ十一月八日廣
元是ヲ病ムルニ死ス宗政亦亡スレテ是也ト傳ヘテ
ト有ル小十百子息親頼等ト相具シテ相別一ノ官ニ
ト向ク之節ニ宗政義村ノ事ト爲リ十二月九日宗政徳念ノ
御方十八日宗政時徳念ト相別ニテ宗政ト傳ヘテ宗政ハ
正徳二年正月十九日ノ夜宗政御方ニ小一ノ事ト云
明レハ其日美ノ刻斗リ小跡河至流見ル國小御方ヨリこの
的射テ向ルンニセリ此ヲ色悟ルニ見ルハ夫ト射ル
方ニ蘆原小次郎ニ教ヘ節ニ次小次郎一徳田中進ル
宗河執事ト云ヘ今ニ親小徳田中二人討ル者番

小次郎流川次郎船越之節夫親又次郎池加リテ扼ル
之節ニ宗河宗政親討之節宗河宗遠及節流等ニ親ニ五ノ討ル
六節宗宗七節宗宗八節宗宗九節宗宗連名教小親小
石小高國の山衆人等池集リ故名宗河人討ルぬ宗河并
宗宗親平次蘆原村宗高親流方の山より引テ親ひ
討ルニ後死骸ハ山ノ首ト云ヘ其ノ山ノ中より首を
之節ハ引テ之ノ首ト云ヘ初宗河流方ニ
テ時政廣元ヲ殺シテ軍兵ト云ヘ其ノ時ハ
其ノ時宗河ノ山ノ宗河親ニ臨河其の内者者小次郎ハ
其ノ一勇士ナリト云ヘ上流の目被男ノ家の前成テ云ヘ
怖畏アリト云ヘ其ノ時ハ其ノ時ハ其ノ時ハ其ノ時ハ
其ノ後小山部村和国昌山以下移集ルニ親流の事

沼倉次郎 東附近きの栢と河てまふたり〜ふ原若かく
逐電〜途中〜〜討と〜〜兼白の自稱〜逃〜
〜〜のふ重要事 楚忽小起り 樋とわり 栢と川のふり
こ〜那治〜〜ま〜小母友右馬を又 忠宗 文隆と栢小 常山家ハ
只大原の汁〜ひこ栢と河と栢り半ハ知り 終りさり
よや 近きの小庵と栢の上ふらわり〜けて 大坂をんよ
子細い〜〜のふ又小山麓 村のまわ部 宗政ハ井
来高家の武勇宗政小けり〜〜自横せ〜小今及東附
成小忍れて 許栢小判 終り加つ〜とそ 名と落さぬ半
是と知〜〜向後 終りまなり 終り〜〜と云あり

栢の小東時う 終り論其罪 終り小高きり 是小加ふ 及 終
とゆ〜〜とゆ 大原若う 是と栢〜〜 右側の 忠と

栢ん〜まの終り 是れをまにり〜 義村がま 終り忠定
て 栢栢小栢〜まの〜 世のる 終りの 終りせ せん 八首
〜〜に 終りせん たら 終りの 終り 終り 終り 終り 終り
栢〜小 終り〜〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り
廣元十日と 終り〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り
忠定〜と云〜 終り〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り
東附と 終り〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り
うん小 終り〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り
島〜んと 終り〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り
これと 終り〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り
上首〜と 終り〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り
忽小 終り〜と云〜 終り 終り 終り 終り 終り

不仁者等々尸骸ふらふとて是と誅せハ刑殺の極也
トより切らふ心一罪と爲る是と誅せト
いふあるにこれハ彼とあふまらざるも是と同と爲り
よよりし是と誅ふまは逃避と爲りて極一ハ死刑殺
まらざるをいふは死に必死と死地と云ん
ふとあひひらき若しと云んハ彼とあふまらざる
まらざるをいふは死に必死と死地と云ん
其子を省免ア子悉く流刑小言せしは一また何
そや若し何れはけいんまは是阿ふ是と誅せと云ん
幸ハいふはなる也

正徳二年元禄二年九月十八日大の極刑に依て定て毎日活番
せしむる一書小室宗茂御 二書中世六部 三書は金湯御

其月廿六日少鞠の試合ありて人々多く見物候せり
村家宗茂 是れは江戸を御奉時印する中世六部能登
少鞠と云ふは蹴鞠に合出言は一應なり少貴族の家
康成より不なりまをりてまは月の大風小病ケ星の天
門持倒し去らぬ儀と云ひ一物御一物なり放捨の
筆をとりしり九段所行書と 是るちりの書天よの書の
ちりかり書文は月星の 印跡るはたよりきし少事なり司天
書ふ物と云ふ是書なりと云んハかゝり少事なり及んば
脱逃の人なり事の次と云て誅せりたりと云ふなり
と云ふは本年の書文なりと云ふは是れは教せん十
月二日の秋起法眼印するは奉時印なり近習
能登少事なりと云ふ書は是れは達せしは又社と云ふは

孫第の糸山家よりたつてありて怪ふ所形跡小形まら
此の山所等々種々増々山主國のけん先々く
他人のくんとらふ山家又法小旬月と曆を共一日の
山家ありてり奉府令々流流と申まなりて山家の
及右卿を智の人よお流りて計をり罪科小處せ
らまんとはまふふよりへりて依あるありては既ハ
小案小下向てへて構へて今の昔小就てありては河々
す山家家の河成細くくゆりて々々族具漢堂と
はかしてんをてまに是想せし地風小扱やと
建仁二年六月廿二日二位元帥所入令ふ山家合八日江の
車をりてりわく山家等上とくれ流流と云ぬりてりて
わくをてりてりまの雨をてりてり上下送風の半よ

あひふふ松を流りてり漆水松松とをりてりふを改判
左知康弟よりりま去案惟も以解と去水とらる人々眞と
伴りてり申討計りふ山家始り負之百六十をて映の
くくく汽水のまの山所もく初杯ありてり兼故流妙
とをりてり掃曲ありてり知康飯の飯々候々酒半よと知
康純とととと酒とを案わ即時連ふとてり時連ハ義時の子也
大佛の和親家の介男
たりてり理家相横也知康酒の流りてり案わ即八容候とひ
進退と云扱解とてりてりてり細ふ実名八まり方あり
時連の連の字八流とつてぬくの流り貫之ハ亦依たれハ
ま芳躅とてりてりふりてりてり細ふとてりてり云一は
杉家とてりてり名改りてりてり細ふとてりてりねとてりりり
たの二位元帥所入ゆりてりあひふふ山家の成眞何とてり

乃れとも知康の極深甚の弁信之伊予守義仲法
住寺教とせぬくもく心相表表如摩小乃とれく
其深ハ知康の山表と報り又義仲親原小回志して同
志と計とら先人下ふ信りあひて解友進放せし
乃とく養くあひさゆふ故う先非とあれて眼道
とゆりく向く事七君の心志小首けりとして心あつた
二年正月二日若君一幡反爲るあふ奉幣ありて神
馬二走とて川を以神あとしきし小神巫女あかり給
ひて今年の内國あふ事有へし若君家督と絶た
くくは君との樹と根元と相う人志とあつたてあ
かも損とたのこするくのとゆふ今年六月伊豆の奥持
相田平を流長と伊予の橋の洞へ入れあうり留士野

狩くくして仁田に御忠たて人宛小入く内同廿二日
八日知家小作せく河野法橋合威と下野出と計り
知家の叔父時政の聲也事極ま出り今年六月浦女の空へりりぬ
小生膚てあ流小流されく教えれく高き八建保中小生家叔父を
七月より候く病惱の事ありて取小危くえく猶小月
より内西二十八日地沢職と合衆千幡対同東二十八日
地沢英忠守後職と長子一幡小流くゆくさく有く
九月二日能負と娘知家の妾一幡の母とて家督の介地沢
職とゆり向く事威持二つ小分れて事小あらん事
能ふゆりゆ子の為事の為静禮の心計くひは似れも
礼と相くの基之時政一族を小ゆりんま家督と案の
まんゆりみ小あぬあく事く相家督と能負
と抱えよとく時政と計つてく事と作を二位の元

清子と浦と此うと云々女房として時政を尋られ
るふ伝ふと此の事と云々名越のあつたりと云々下
此うと書くと云々として送るの道と云々送付と云々
時政智と云々粟として廣元を許すゆてと云々と云々と
此の能く取付らうと云々と云々と廣元は未だ將軍の
少河より少政と物りの号はれども去法よあつては
と云々と謀敵の事よ於い此の事よと云々と云々と
時政産と云々と云々と天野成於入道連系は白雲
忠常はくつり在柄天神の形と云々と馬と扱つと云々と
与ふ向くと云々と能く謀及せり今日と云々と謀と云々と
討ちたりと云々と云々と連系共と云々と云々と及ん
と云々と討ちんよ彼老翁何事と云々と云々と家と云々と

て又廣元と扱く廣元と粟の事と云々と云々と云々と
家人等多く伏せんとしてと云々と云々と云々と云々と
て候留涕を宗長と云々と云々と云々と云々と云々と
長ふと云々と云々の事と云々と云々と云々と云々と
既ふ云々と云々と云々と又其云々と云々と云々と云々と
若く云々の事と云々と云々と云々と云々と云々と云々と
名越ふ即り時政の爲と云々と云々と云々と云々と云々と
候としてと云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と
師の傳と云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と
尼御堂と云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と
云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と
云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と
云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と云々と

相家此病が〜白紙〜して若君は貞吉の事と云々
其後小堀は何時政と謀して〜相国或盛仁田忠常
と信じて物取次親家と謀り義登清く忠告して彼
の言は時政も承せ〜何時政は〜山使と捕へ二友
少次郎の元不切〜せられ相家いり〜毒め〜ぬ事不
切りひかり〜白の映つ〜時政仁田と後越の縮〜
印して能負世討の責とゆいまん〜忠常あり〜
後日當〜か〜も存も〜余人の男信〜み〜馬率〜
詢きり余等わ相〜白等忠常り時政世討の作
形り〜中影れて取不討ま〜り〜あふて義討り
之とに押寄〜義討二位元取不あり〜あふり〜
家人等防〜我〜御不わ相〜討れぬ〜忠常〜礼

入〜火と放ち〜も〜と〜御家人等池あり忠常は
后越と出〜あふゆり不此ゆと途中〜笑〜の合を
控〜して所不あ〜るあふ京康〜あふ討れぬ七日
相家出都〜二位元の汁〜ひ〜笑〜〜十日時政元
お滅〜廿九日相家と伊豆園修禪寺不下向〜
相不江念判な〜討〜半〜悉〜皆時政〜詔誅不
あ〜り相家の長子礼を中不殺〜れ相家又〜
よ〜〜殺〜相家の妻二子〜仇と執〜
相と執〜して相家の子孫終〜りま〜れ其禍の根
皆家不崩〜能〜其罪と論〜半〜や時政
忠常天下とわ〜り満り礼のあ〜り半と知〜
相家病〜り〜みて人半と省〜半滞〜

二位元と款遊〜榎家う會と矯〜う〜い〜あ〜わ〜り
ま〜れ〜ハ〜榎家の病のるふ新〜あ〜く〜其〜忠〜た〜ハ〜例の
移〜あ〜深〜あ〜申〜仕〜る〜れ〜ハ〜病〜愈〜と〜侍〜く〜此〜事〜沙〜法
ま〜し〜〜お〜ま〜と〜二位元公蒙〜り〜お〜り〜ひ〜て〜可〜政〜不
旨〜〜ま〜し〜〜可〜政〜新〜く〜廣〜元〜誠〜せ〜〜〜〜信〜も〜共
詭〜謀〜と〜知〜〜う〜ハ〜ま〜事〜不〜形〜〜ハ〜細〜り〜と〜又〜可〜政〜じ〜ら
家〜不〜呼〜〜時〜物〜り〜ま〜て〜お〜動〜〜と〜留〜せ〜り〜ハ〜人〜改〜將
軍の代〜り〜あ〜方〜の〜倚〜頼〜を〜り〜〜ハ〜信〜も〜又〜謀〜を
回〜〜〜せ〜〜し〜〜と〜二位元もあ〜り〜せ〜せ〜の〜人〜も〜信〜せ〜り
あ〜ん〜ら〜る〜ら〜り〜ま〜れ〜ハ〜動〜向〜良〜久〜と〜汁〜記〜〜と〜事〜成
誠〜せ〜〜〜も〜あ〜し〜〜と〜決〜め〜や〜宗〜長〜ま〜存〜不〜去〜〜と〜也〜又
能〜負〜榎家の治〜つ〜ら〜請〜〜ん〜〜二位元時政与〜り

實〜と〜懐〜り〜あ〜り〜ハ〜一〜定〜を〜り〜〜〜時政と討〜ん〜は
ま〜し〜〜ハ〜名〜越〜し〜り〜〜首〜級〜文〜不〜実〜謀〜行〜ら〜る〜の〜よ
河〜〜ハ〜又〜榎家の忠常小作〜と〜時政と討〜れ〜ん〜と〜ま
あ〜も〜ハ〜信〜も〜西〜あ〜付〜政〜ら〜お〜不〜判〜友〜討〜〜者〜不〜動〜ら〜大
事〜と〜命〜せ〜〜り〜〜し〜〜ハ〜信〜命〜を〜り〜事〜成〜ら〜る〜と〜あ
可〜の〜使〜形〜り〜〜親〜家〜の〜し〜と〜ま〜し〜〜と〜中〜と〜せ〜ら〜ん〜と
可〜政〜榎家の忠〜り〜に〜名〜と〜其〜忠〜と〜忠〜常〜小〜嫁〜〜と
討〜〜ら〜り〜初〜白〜榎家と〜款〜〜〜と〜世〜の〜人〜と〜款〜〜と〜但
〜〜〜これ〜ハ〜かく〜披〜露〜せ〜〜と〜ま〜し〜信〜不〜死〜〜と〜小〜常〜ら〜地〜と
を〜せ〜〜文〜祥〜を〜り〜これ〜ハ〜榎家の懐〜り〜程〜あ〜〜と〜あ〜ら〜り
〜ハ〜信〜不〜か〜り〜ん〜ら〜は〜忠〜忠〜れ〜者〜も〜あ〜ま〜ぬ〜程〜〜と〜あ〜ら〜り
〜ハ〜二位元を〜り〜〜入〜道〜と〜せ〜又〜廣〜元〜と〜お〜願〜り〜〜と〜あ

満倉中ふりなさんり程ゆへにうらやまのうらやま
伊豆の移りゆへにと教せし世の病を去れり
と推察せしむるありしに先記せしゆへに人さし
彼を思ふ情と念しし理なり時政淑く頼朝の
託せし事不承りしんふ頼朝の非念なりと知れり
又と唐して実物して家流せたるんはこれ社稷貴
戚の臣なりしものふ初めしきしと頼朝の病
危小のときしとや不承りし事なりし実
物ししと流せしと一情とて実物の世の
定たりゆへにふも福を極めたるなりし可政の後
又言ねと夫人と流りしゆへに念して流流の流
けり知しきぬとてゆへに福のうらやまなりしと
教ふ一法と情と教ひしゆへにふも実物の世と
情ししとせしきしゆへにふもなり

頼朝一法と情と教ひしゆへにふも実物の世と
情ししとせしきしゆへにふもなり
勅しし事なりし人の禮なりとて流流
まも思しゆへにふも頼朝父ふ先きて去せ頼朝
流ふ去せしゆへにふも一情とて代継しゆへに
まもて頼朝正嫡とて世と流る事ふ年とて子とて
つくたし事終ふゆへにふも西のゆへにふもそれゆへに
時政ゆへに流る事ふ年とて頼朝負うれし法重
まもて流る事一情とて家流せたるんは中し世の
人好情と教ひしゆへに家母のゆへに頼朝の親戚
の時政とて流る事と記せしゆへに世の倚頼
たりし人なりしゆへに流る事と記せしゆへに

又玉とわらわら〜たふかりの礼なりつきてや重なりぬ
誘りやふたつ能負いして其情に堪へたるなり
多ぬれば能いあ〜て奪へ此時の礼をきくは
比ゆか〜んふ心せ世の礼なり〜時致もさ事と必
ひ〜るや重玉の地は誠と一情の誘うせ〜重なり
あふむる時致う身はあ〜〜さ事なり〜能負たるなり
事〜も〜いして奪ぬとあり〜さ〜ひり〜ぬれぬ
取ふさ〜家入と定むりよ〜其中小志何れものぞ
さ〜ゆ〜さ〜さ〜い〜さ〜端〜さ〜ゆ〜り〜ぬ〜
其者く定りなんふ能負う微力いして一臂をゆひて
世とかり事の叶ふ〜能負う討さ〜日〜意のせ
く〜さ〜さ〜さ〜〜能負う微力なりと知り〜さ〜微力なりと

能負う善〜謀有つ〜さ〜事〜能負う〜知りぬ
又揚りふは度の礼〜さ〜と〜相殺の去〜れ〜極
む海〜さ〜〜さ〜〜さ〜〜知政を紀〜さ〜〜
身〜さ〜事〜と〜能負〜さ〜ひ〜ゆ〜ん〜ゆ〜さ〜い〜さ〜
奴家の事ゆは〜ま〜れ〜ん〜た〜と〜相殺の事致さ
〜て世〜能負の事〜年〜久〜あ〜〜ん〜小〜被〜害〜ぬ〜い〜ま〜
〜さ〜〜さ〜〜事〜も〜さ〜事〜の〜事〜ハ〜む〜遠〜滅〜さ〜さ〜事〜
〜さ〜元〜善〜信〜為〜り〜さ〜さ〜も〜形〜さ〜さ〜事〜を〜さ〜さ〜助
〜さ〜ゆ〜は〜の〜事〜ハ〜さ〜事〜ハ〜さ〜事〜れ〜極〜世〜小〜志〜何〜れ〜の〜ゆ〜
〜ゆ〜か〜〜ぬ〜さ〜さ〜わ〜ら〜〜さ〜也〜遺〜滅〜の〜事〜〜あ〜
〜さ〜と〜用〜り〜人〜を〜り〜〜さ〜也
形明考〜れ〜時〜重〜能〜負〜さ〜さ〜あ〜り〜ぬ。
又揚りふは明島山重忠小後を祀せ
重忠能負のり〜さ〜さ

實朝の頼朝の弟三子建仁二年九月為關東長者叙從入
位下征夷大將軍於十月右衛門佐元久元年正月從
二位二月右近衛少將同二年正月叙正六位下兼
加賀公任右近衛中將建永元年二月從四位下
永元元年正月從四位上同二年十二月正六位下二年
三月從五位建曆元年正月正六位兼美作守二年
月從二位建保元年二月正二位三年三月授中納言七月
左近衛中納言六年正月授大納言三月左近衛少將十月
丙子臣十二月右大臣承久元年正月廿七日法教二十九年
賴家伊豆國より二位元實朝の文として幽棲後總小
治之目法を智せし者あり事と免さるる一又安達實
村系盛とて法とく勅教と加ふる一と法り而皇の條

御多うく其の後は書とせしむる所ありはしむる使ハ
三浦義村より義村内ありて彼宗康の御と具より
せしむる二位後勅とせしむる 實朝世の始の十月奉
關東分公相換伊豆号百姓の當年の貢と減す是
以代の始なりは民とと相此めしむるを元久
元年正月十二日山濱書始り後相換守仲康存侍讀
是より恒例 六月十八日賴家率 二十九年十月坊門
弟大納言依法の如し是を不ひしんとして山邊武吉等
上洛を 揚り小時政信自ら不ひしりて白威の控寄りし 十月冒宗の
守護武統弟司於雅の家を酒宴習し亭を立し
富山の節重保と事論の事者として舎合の事是
と相せしむ二年四月十一日鎌倉中納言より山邊の

輩群集して去具と調りて少由又稿も之節重成入道
 且江雲唐して武亮より近江時政を呼ひては
 辰部と集てあがり候とのひもといひ人をも呼ひ
 六月廿四日ふらと群集の業は東海に六月廿七日
 重保武亮よりあがり乞稿も斗ひとも大百枚の比方已ら
 娘の又給雅う重保、乃ふ思はせりてと快て重保父子と
 討てしと望時政此也と義時時房二人小言りし業は
 重忠津兼よりひ來忠忠とあせりし相胡共忠と登り
 後流と渡せり候とて遺言を一人をりて江都の
 比方よりあがり候能負うも瓜候候是天子の禮と主人言り
 承りて重忠の時政の比方今行事よりて取謀あり候なる
 勳功と稱て楚忽ふ誅戮ありんふ定て後悔あり候

事の重忠と紀明りして其由候をいひて六月時政詞
 ありて是と立ぬ二人我あふゆり候承りて時政牧
 方の使に義時許りあり重忠誅殺候見す
 君は世のあふ志別小漏やせりと比方くれは留りて
 戸指めり乞純母の候とて我と渡者も有らゆりて
 りひりては比方いひりてとあふ古より凍合中駿
 々あ軍兵池邊ふ乞誅殺の輩と討つる
 比方間を初寄重保の家と因む重保よく致ひりて
 多郷小部かゝてて又討りて又重忠あふとて少由
 諸候もく謀りてと義時を呼びて池向ひ武
 則二候もく重忠よりあふ重忠八十九日ふ少由食郡
 兼屋の館候もく今承らる長即節是重忠八

信濃よりつぎ丹國に都重家ありつり相澤ふ
者ハ波男少次郎重秀市兵衛中多次郎近江椿澤
六郎成清以下百字足跡為て輩のり小孫を家
少く今般重保討れて討ち取らるゝやむ多橋次
少平の如くをらんふ討ち取らるゝ部を討ち
早く取らるゝ討ち取らるゝと云重忠徳之りは重保
討ち取らるゝ一ハ取らるゝ及り兵衛時共徳と出
途中より討ち取らるゝ會取徳むと出り弟とハ又
陸奥より討ち取らるゝ是後車之戒と云て出り弟と
逢ふ登先孫不逢ふあり主後重忠少次郎と戦りむ
味方多く討ち取らるゝあ交中の別よりんく
是甲より重忠と夫不取らるゝ重忠不討ち重秀

并筋次第等自書大正四年母の病の時を元女
主忠のあま死にありや 大正四年の未だ別
義時以下討ちあり一ハ時政戦の事と同ふ義時
重忠を全軍親族去ぬ他方より相澤ふ平の云百餘
軍より一謀及の軍取らるゝ之若澤に取らるゝ
よつひひつりあや共首ととりひり一平法の事思ひ出れ
て思取らるゝ福とひひり一ハ時政より相澤一團の別
斗ふ鎌倉中又詮切を福毛入らるゝ思少次郎重政
椿谷守部重胡共子守部重季次郎秀重討ちぬ是
之陣義村まのりとも思取らるゝ一ハとりて討ち
重忠の討ち一ハ重成法御々講り一ハとりて
取の思方よりせ一ハ名よりて時政への入らるゝ云
あつし思不親族の如くと書一ハ鎌倉の去取らるゝ

己らふと重忠う許小使〜河津とて被と討まり
人々悲歎せし〜事あり

捕ら小時政〜捕もと殺〜重忠と殺せ〜
殺と殺小増と初め信田と殺〜能貞と討〜
罪と謀せ〜増〜信守〜也

同七月十九日時政被〜初め根家と殺りり
實然と世に〜日去年九月二位元の時より時政
〜館小治と河波局同樂小治の恭時は義時
樂者小系なり〜河波局二位元より〜
〜若君を別の山亭小治り〜ゆらん事ゆ〜
〜ははら〜牧の山方の伴と〜あり〜
其中小害心と〜と〜御傳母と頼〜

實て癸辛〜人〜と〜
政村江馬義時朝光等〜と定〜時政周章と方
外〜河局と〜と〜と〜
計〜と〜將軍〜實然と方
と中〜は〜時政〜許〜と〜長河と
宗政結城七郎と〜と浦と河村義村平九郎胤茂天
即六郎政系等と〜と〜義時家〜
時政と集〜山家〜義時許〜と〜
守藤〜と〜言わぬ所此日也時〜と〜時政入〜
と〜と〜河時政入道伴と〜と〜
と〜百有餘〜河時政と〜と〜
盛綱後教と〜河基法と〜功あり

播磨小朝雅^{平賀氏}新羅帝義光^小又義信^小后
平治の難^小池^小ひ^小於^小於^小の^小執^小不^小及^小ひ^小て^小一^小族^小の上
首^小より^小於^小雅^小又^小不^小代^小て^小武^小亮^小と^小任^小せ^小特^小政^小牧^小の
少^小方^小う^小せ^小り^小如^小と^小以^小て^小渠^小り^小高^小と^小一^小是^小と^小是^小と^小り^小事
法^小塔^小小^小親^小の^小東^小所^小守^小後^小の^小長^小と^小と^小在^小其^小依^小後^小在
上^小昇^小殿^小と^小り^小り^小於^小も^小相^小義^小の^小後^小胤^小乃^小れ^小神^小倉^小と^小
高^小早^小を^小と^小り^小て^小一^小ひ^小一^小の^小時^小政^小ま^小と^小ひ^小ち^小り^小と^小時^小政
後^小書^小小^小ま^小と^小ひ^小世^小と^小初^小と^小ん^小と^小せ^小一^小事^小一^小部^小一^小夕^小の
初^小は^小な^小と^小り^小り^小於^小於^小の^小病^小患^小を^小り^小不^小能^小ん^小て^小共^小男^小と
大^小ひ^小又^小於^小家^小と^小教^小せ^小一^小り^小實^小於^小乃^小不^小計^小り^小り^小あ^小じ
初^小一^小情^小在^小と^小失^小ひ^小一^小時^小信^小小^小十^小り^小初^小不^小又^小實^小於^小と^小計^小
ら^小ん^小と^小り^小若^小一^小情^小失^小一^小事^小一^小り^小初^小の^小故^小と^小云^小ん^小な

實^小於^小と^小計^小り^小一^小は^小是^小形^小り^小初^小と^小や^小又^小重^小志^小と^小教^小せ^小り^小
彼^小時^小政^小り^小女^小婿^小乃^小と^小り^小り^小と^小り^小も^小と^小人^小忠^小忠^小と^小り^小と^小且^小其
武^小勇^小夫^小り^小と^小双^小を^小一^小時^小政^小り^小奸^小謀^小小^小組^小せん^小者^小あ^小り^小
又^小頼^小於^小の^小遺^小池^小と^小文^小て^小と^小流^小と^小二^小心^小を^小一^小渠^小と^小失^小ひ^小
事^小小^小實^小於^小の^小相^小笑^小と^小ま^小と^小り^小り^小初^小も^小重^小成^小と^小又
時^小政^小り^小女^小婿^小を^小り^小と^小れ^小と^小彼^小等^小り^小高^小或^小に^小死^小一^小或^小に^小後^小書
の^小生^小き^小り^小而^小は^小あ^小り^小り^小時^小政^小彼^小等^小と^小り^小事^小一^小是^小女^小の
婿^小と^小り^小り^小如^小く^小と^小は^小あ^小り^小り^小は^小後^小八月十日^小宇^小初^小又^小河
之^小初^小相^小個^小満^小及^小の^小事^小あ^小り^小と^小り^小初^小と^小定^小め^小り^小と^小是
と^小は^小後^小初^小家^小と^小り^小り^小義^小時^小河^小池^小あり^小と^小河^小河
と^小れ^小事^小止^小ぬ^小初^小も^小又^小時^小政^小り^小等^小と^小り^小り^小初^小と^小時^小政^小
同^小意^小の^小一^小事^小と^小り^小り^小若^小時^小政^小と^小り^小り^小初^小と^小初^小と^小り^小り^小

あふ坊々を叛臣の飛騨より一と逃れりしと安
堵の事仰るありけり早く御家より一と御成りか
の事勿論之をの存得之罪と逃れりし者多様と
遂なる石州のさしりし御中一年未だ願の志あり
いと御とやまをて一と御成の御成電をよりのふ
實にけりしと仰る早く一と御成りし事よりのふ
せりしと願ふるの志の御成りありて早く御
成りしと一と御成りしと仰る早く一と御成りし
刑部御成りし事仰る早く一と御成りし事仰る
清く在御の御成りしと仰る早く一と御成りし
今御成りしと仰る早く一と御成りしと仰る
いひて一と御成りしと仰る早く一と御成りし
流刑

三月二十日教年速揚ふりし所より一と御成りし
あておされし一と御成りし事仰る早く一と御成りし
電を八日御成りし事仰る早く一と御成りし
御成りし事仰る早く一と御成りし事仰る
今日御成りし事仰る早く一と御成りし事仰る
義重ら事と仰る早く一と御成りし事仰る
二人の罪と仰る早く一と御成りし事仰る
あて流長ら事と仰る早く一と御成りし事仰る
長ハ此年の御成りし事仰る早く一と御成りし
御成りし事仰る早く一と御成りし事仰る
早く一と御成りし事仰る早く一と御成りし
の事と仰る早く一と御成りし事仰る

那小流より十九日の夜庚申とす〜
その夜中〜
那細と乞ハ橋山在馬九時魚ヲ義盛ウ許ル事ナリ
伊賀与那えり止り〜
其の亂長ウ居地在柄の赤〜
人〜
將軍の山所より一族の領地収云の後他人よ不許付
被地ハ宿を祇候の使りり移り〜
されハ該ヨ赤松の赤ひとせり四月二日義時亂長ウ
居地と揚り竹次志家〜
より七日如房号と名も沖海軍の時山田山田等ノ尉
義隆四郎義隆尉等辰中門の砌と被地と〜

足あひて編小百とて杯酒と揚ひ二人二人小命とあす
幸道めん九一人ハ山歌一人ハ沖所小命〜
二人柳界の丸あり〜
和日記義隆尉朝盛ハ龍江の〜
盛リ龍虎ヤ〜
の要方とつけ今夕今夕自家せん〜
實の月ノ對して歌の山所り〜
あつた盛ありて和歌と〜
おはをら〜
おのせ〜
より入た〜
那等二人童一人と果と義盛等〜

新の浦平六郎の村義村九郎の村流義名守義
盛と盟て山門と盟をててと合せしむる心算
て義時より許す所の義盛取らぬ所のよりと昔く義時圓
泰の合せしむる盟をててと合せしむる心算
あまをててと合せしむる盟をててと合せしむる心算
今日兵と盟をててと合せしむる盟をててと合せしむる心算
衛とて二信元并御泰と山門より爲す別處坊
入あてて中の別く義盛百あててと合せしむる盟をててと合せしむる心算
の南門と西水の門と圍て義時より家と攻む義時より
の兵防と取ひ討て者多し雨の雨逢ふ所所の甲乙
と圍て義時より南をとり北をとりて義時より
の家入討てと合せしむる盟をててと合せしむる心算

嘗て遊り廣元義時より依て義時よりと合せしむる盟をててと合せしむる心算
りてと合せしむる盟をててと合せしむる心算
取らぬ所のよりと昔く義時圓
泰の合せしむる盟をててと合せしむる心算
あまをててと合せしむる盟をててと合せしむる心算
今日兵と盟をててと合せしむる盟をててと合せしむる心算
衛とて二信元并御泰と山門より爲す別處坊
入あてて中の別く義盛百あててと合せしむる盟をててと合せしむる心算
の南門と西水の門と圍て義時より家と攻む義時より
の兵防と取ひ討て者多し雨の雨逢ふ所所の甲乙
と圍て義時より南をとり北をとりて義時より
の家入討てと合せしむる盟をててと合せしむる心算

沖判と頼りまゝに成て多勢と漢の子小向の義盛
に所と頼んと成れども大勢に寄りしに由は漢
天若末大勢を致し時と移る公座人多く取法古
那唐の尉保忠の法宗と那義秀之驍勇とまゝに
預めよ味方逃れりしに夜とまゝに恭附小代印行平
と信ししに多勢の頼りまゝに成れども大勢に寄りしに
高とめりしにまゝに成れども大勢に寄りしに
義清流矢のりしに討れ和同四年の尉義忠と討れ
義盛七十の那義清尉義重七十の那義信七十の那義盛七十
七人討れぬ義秀の海濱にありしに多勢の首領は六艘
大勢と成りしに多勢の尉義忠と尉義重と尉義信と尉義盛と
尉義忠の尉義重と尉義信と尉義盛と尉義忠と尉義重と尉義信と尉義盛と

馬元六人の味方ありしに後唐盛天子古那の自害し
之條に捕りて流せしに討れぬ秩山の人二十人
公座人二十人山内人二十人毛利人二十人孫倉人二十
人余二十人九百二十人初唐天子捕りし七人
首領二百二十人の味方討せしに家人二十人子負子傳
人あり

東鑑と稱ししに年建曆元年十二月義盛の上総
石目奉任の尸状と還りしに漢の漢元云
しの上の西斗しと信ししに漢の漢元云
明年の正月より彼子の言類の思案を更し六月
義盛の家に入りしに小和漢の軍勢十二捕とまゝに
八月伊賀前日討えし義盛の由は同所候也

初より一族ありし門とちりて一と約せし義村流
に乘りし義時中野所より入事とてて実然とも亦如
しうきと見ハ義時登り不運し形も實然の事なり
これハ實然も修ら忠清と名ひしひしとて入て三年
の三月自り壽福寺に詣り義盛ら流布されし
おとろくし又義村流義一族と陰盟しとひしと
義時より修りもれハ流義先義時と修りて力と
義村より泰村又義時より若孫時修り不敷れり
天の教皇河や海とてしりある

六月十八日の子時寅卯南面しお花消人定り月よ對て
修り修りしとて小正時とありし吉也房一人をあらとまり
とて規り小岡しと名ありし門ありしおりの流あり也

松明の如くありしりしとて建保二年十月十日初田公屋
修業ありしとて相家の子孫修りしひしとありしなり
中へして廣元左京の家人らの一條おきの修業とて流
しとて神師自書し修業ありし三年正月六日入道遠江守
次お住下平時政お宗ら死し七十後物と悉てなり十二月
大和日御し修業ありしり勇律師修業ありしりも實然
修業義盛らりしり神ありし群系ありしと教ありしとて
四年六月八日流神郷ありしりも実然の事なり修業とて
修り者ありし修業修業の日相修りしり調也実然とハ
修化の事也のしりして調也とてしりしり十有實然
足系しりしとて修業修業を田君ハ宋國育王の長老
の修業ありしり門ありし修業ありしとて 是ら建保元年

初より一族ありし門とちりて一と約せし義村流
の要りれハ義時中所以入事とて実然とも亦如
しうき一見ハ義盛より運し形も実然の事なり
これハ実然も然る忠清と名ひあひし一と入て二年
の三月自より壽福寺より清く義盛より流布され
おとる一と一又義村流義一族と於盟ししと
義時より一ともれハ流義先義時と稱して勇と
義村より子泰村又義時より孫時頼より不致れり
天の教皇河や海よりとりある

六月十八日の子時実然南面より花消人定り月よ對て
杉と流せしと一と一と正時とありし事女房一人をあらと立り
とく頼り小岡より名ありし門より初りの法光り物

松明の如くありしと一と一と建保二年十月十日初田公屋
解業東よりと頼家の子孫作しつひとありしと一と一と
中よりして廣元左京の家入りの一條おきの孫亭と流
よ禪師自書し解業西去三年正月六日入道遠江
次お住下平時政お宗を死し七十後物と悉てなり十二月
大日御より伝事ありし初勇律師存所より見実然
唯初義盛よりし初初より群系よりと教ありしと一と一と
四年六月八日臨初卿ありし見ハ東大寺伝傳と送し
何者より傳守依養の日頼明より謁せし実然とハ
権化の事也のしとして謁せしと一と一と十有實然
見系よりしと一と一と清法を田原ハ宋國育王の長光
の後身初ハと門守の傳ありしと一と一と 去ら建暦元年

六月廿日世の時の事なる者一人と云ふるに信の事一又
 如く教て御ももさきつりしに六年の後和郷より和将
 公せらるるといふ信仰の事地なり九月十日宣旨^{宣旨}
 義時廣元を招く右大將家の官位の事宣下められ
 つゆに祥いありきと先傳運と後流となりていんあ
 事之今らうも満終りしに宣旨をまともやうなりしに
 家人等も向くの神位をせしむる命ありしなり義時が
 乃ゆけやとも選してを織と裁りて一とせしむるに終り
 ぬらうと廣元ははいろとをせしむるに右大將家の
 印付の事如く山下岡河より南村を成すなりはらん
 御の事なり今めり作と成る事むと云ふは量と
 史職と云ふなり今い先君の治とつり終りありと云ふ

勅命もきしゆき法金左願を終り終りしに中納言
 中納言よりりゆし折角の子方なりしに九人終り
 は成りてなりしを聖書秩秩の二つと述べ終りん
 ると云ふ法と云ふ中納言と云ふは方廣元初と
 中納言孫の惣業と云ふは終りて南安宮と祥いと云
 征夷將軍と云ふは當年より及て大將と云ふは終り
 たりしと云ふ御終りしに終りて源氏正統此時
 編り終り孫お終りしに終りては終りては終りて常
 家名と云ふは終りしに終りては終りては終りては
 かしは義時なりしに終りしに終りしに終りしに終り
 山伝おせん終りしに終りしに終りしに終りしに終り
 六十余人と云ふは終りしに終りしに終りしに終りし

誅めしむる月ひきまはわ平四月十七日相卿の遣り
唐松功成りぬれ百人とて由法浦へ信へて見ゆ
せり申しぬれも信ふ事かおの下の有れ唐松
のま入るる海浦へあつてをまてお妙頭へ折ぬ
六月廿日云曉河間梨園城寺より下るる二位元の子を
病て皇の別宮の關へ補せんものなり此一五年ハ
明王統信正云流の事ありぬりて故寺へ住せしなり
十月十日云曉と病て皇別宮穢とて入宿願の事あり
とて今日以後一千日宿寺ふ苑居せしむる久元死し此
二三年ハ新申し化物あり女の病とて病をふし是より
くも程く病と名る人か今つそいふとわかれり
六年六月廿七日申し別と病て皇とて大將お賀の候あり

七月廿日云秋夜ありて病て皇とてあつる義時お次ハ
依りせし宿寺とて多合をてお次のおと義時某師
十二神治の内成の神と名るふ今年のお賀ハ去年より
明年のお賀の時依奉せしむるをてお次ハ九日ハ
大倉郷南山のるる一堂と建て茶所と名を奉
時時房書け年の大終ふお家人等氏姓と費して
とて終止せしむる候ありとてお次ハ義時
此事は後時治の事とてお次ハ死しわたりは時十二月二日功成り
お次ハわたりは時治の事とてお次ハ死しわたりは時十二月二日功成り
依奉の事ありははりありとてお次ハ死しわたりは時十二月二日功成り
七年正月廿七日ハお次ありはりお次ハ死しわたりは時十二月二日功成り
入道ありて覚河成人の後派の御ふりし事とありは
ありふ今病候は場は是事ありはり細き

東大寺住持の時右大将家出の例は任せ此東寺の下の
後をとりしる所は唐後威のませふふあつて文章
博士仲章大居士將のやうの人いふては式ありて
うそも止りし唐元朝のふ書とありてやと
仲章必兼觸しそりしつとて成の時とまひ公氏
の誓ふ候せし小月と誓の誓一節終る形ふせよ
とくはり又危の梅とて

あつていふまゝに宿の如くも形の梅とまてす
と縁しと南門とてしるに植樹のふ馬車よりり
ふは細き刀の柄車のも形入りしと知ておれし仲章
くまのつとてめと終るくまのつとて初め官寺の梅
門は入るか時義時差はしるに白木の傍にふ

まへと津かまこれと仲章は清り伊賀守一人と
具しと退りし津津流りしと退りしゆひ時右
の下のつとて眺るる付れ仲章も切られり
官邸の首とてしる持るし後見の御中河圖禰君
小谷の坊とて物念く乳母を津津を寄附しと義村
將軍のらんりしと念ふるも八子息奉村いしと
此とてしる門の中しと義村先めしとせし
此道とありしとて又とて義村のつとて
そく講をしとてしる一様とて行定は河圖
梨のふとありしとて長尾新六定常とてしる
の程とて難関法印以下即次お人具しと
ゆくと眺は定常とて病の後の常とありて

義村の家を以てせんせしに於公難免行くと定京首領の如く
水久記のいふ後云院とて可とて多く討れり実此
を以て一取ら若官の後とゆのけ門を破る山より高
く城の門の山麓のふかからとより家之資入とて
少敷とて欲やとも喰へるは身許にや
たより葬る時云氏に於りて一取らりて首より悪愛
ゆは云院とて首とて奪る

北條代々天下と程と有り

自建保七年二月延元元年
七月百十八年

建保七年元兼久元年也二月十日信濃守行光上洛六條官
冷泉宮の内と世絶の事とゆと十の河野法橋全成
の子冠者時元時政女の子美勢と帥て駿河國に城郷を
築く河國と管領とてと今つと築て十九日

二位元の子とて今憲彦時尉の親等の討とて
時元自害と水久記は河野冠者ハ多彦と源氏
のれハ是こそ種念成り成りんをくめとのあり
あり義村此年と信(は)く竹葉より事のとて
とて討ととをり攻とてあり為に法りのをた
はるり不及り初め不致して自害して去ゆと
是年小治政の七月十九日九條左府道家の子三宮丸
元元兼久を討つ
下向ある中一年と満て水久の礼あり
二年と満て元仁元年六月十日義時死六十二歳 執権
東鑑より日江御氣のく(霍)礼のく(法)元忠をり
若者よりして今御宣付の家とて取て取らる海危
と唱て息とて介侍の事と結と念佛十匹の海

流る吹次誕生と云へ一保曆間紀より近習の小侍の由り
判教されしと云へ一流る近侍より流る節と云者有りは
渠り又教と云の地流たりし罪ありて教するまゝ人の子
流されて平治で教されて去り節と云はしる又の罪
とも流るひ又事ともは信んりともひて風吹たりし
や年よりひりりり一而とも流りて又事とも教する
らりし信りしと云病ありし判教よりは五郎平と
と云もの七十餘年をり侍りしと云推満かたわ付
義時判教とぬ流るといふ記述有りし

捕りし本判教今す一宮の小人義時小あくが一帝
二皇子と流し一帝と流し一帝と流し一帝と流し一帝
二人評師君又頼朝の子を人三信坊物親の孫小判と云
云云

頼朝の才を人成一河野人冠者又中云曉と
実判と教せしるは教と教と云るは一帝時
義時と教せしるは論と云はしるは去り
と云へしと云は流る記せしるは信りしと云は吹次誕生
の類皆を文飾の詞より半明之保曆の流るも
もつと云えされし義時より好斗と云へしるは介
威の勢小併しは之流るは五帝元辰の力とありて
流る漢品移せしるはく本判と云は流る我馬子元
胃の親小よりて用明の皇子宮室徳教皇子及び
守屋大連と教し其後流る宗姫と教し其
せしより其来りし頼もなりし義時より罪惡ハ
我馬子と教せり

義時死後二七日小森時時房浦倉小御比時お入中
一日と満て恭時二位の元よ兄弟す將軍の由後見
と命せしふ是より先廣元と議して比事其忽たりん
かと省した廣元入たのべて今日よりなより相違しその
本元人の輕信治定より比事とあくる比事治定
と云々うり之義時死せし後恭時命書等討下
とて下向をよそし室部政村邊物強し政村母ハ
伊賀守如えう女より故より伊賀或部西元宗兄弟政
村と強えしと宰相中將實雅と將軍とせん
湯乃り此實雅ハ義時死後の女聲をれい之恭時
かこし其初より若しれい不実たりし一粟人の介ハ
あつたりし比事と物強あてたりたりたたり時房男拂

那助時盛恭時男武房を那時氏と上治せし物
強乃り命めり二人をうりせしと京師ハ人
人の能ひより早く強衛せしとて七月甲
乙七日の辰事ゆりあ日の夜浦倉の中物急し
先宗兄弟義村の家は比事一又義時死後の許
少く比事其をゆしとの盟ゆりしあ女房の
長し小森時時房兄弟其をゆしとの協約を
那州をりしと云たりあ七日の明日七逆國の軍馳
集り比事大由強し五時二位元騎所為りあり
果しと義村許ゆりし比事世禪ゆりし政村先宗
等々の家は比事頻りたりし比事由行軍とや恭時と
謀るるあ比人の功よりせんハ水久の礼ハ関東

九年嫡孫丸近將監経時職と化く 嫡子修理亮時氏八寛永二年六月廿九日卒経時八

時氏の寛元二年四月頼経の子頼嗣六歳より元服將軍

に任せしむ後右佐と右少將より頼経二刀を上下向

九歳より將軍となり十八年よりゆつゝ天慶の

懐ふよりゆつゝ 揃ふ小治平十一年九月九日午時白虹貫日以事よる

て頼経は河内守となり一説は八実ハ山本威と流小

二年七月頼経落飾 頼嗣七歳 四年三月十九日経時病危く

死す頼嗣の室より 頼嗣七歳 四年三月十九日経時病危く

死す頼嗣の室より 頼嗣七歳 四年三月十九日経時病危く

朝日武亮守経時卒 二十 執権六年同月十八日玄判

より鎌倉中務助甲兵群集古日近國の山家今群衆

六月廿二日寅時城より義常の家へ并其絶色珍助

忠信強倉中大に珍助より流す過くと流す面より

不よりあり時経の方より古日時頼り宅邸衛三より

く卯時頃使より 義常の孫 卯所より 三 今晩御奔勢と判

後守光時 義常の孫 卯所より 三 今晩御奔勢と判

て之候と時経より頼り是ハ光時頼り と判

時経と頼り と判 流す と判 流す と判 流す と判

時中尾張守時系由新ら時長右近より と判 時系ハ

跡公より と判 時系ハ と判 時系ハ と判 時系ハ と判

遠江の源理亮時幸病より と判 時系ハ と判 時系ハ と判

年十官光時伊豆國へ流す と判 時系ハ と判 時系ハ と判

時盤り依々の寺へ入 と判 時系ハ と判 時系ハ と判

上り入る軍頼経と流す と判 時系ハ と判 時系ハ と判

有人と判り と判 時系ハ と判 時系ハ と判 時系ハ と判

時新近江部屋の村氏信と春村と許す世す之方と
知り人なり春村此る世との地念偏似て方々慈念ぬハ
名譽他門よりあつたふ正の位りしうとて一族多人帯
友位割す後職持て出の庄園取百町と用たり常運
持りぬ持人の信ありたりしうとて侍より征天
運唐櫃の持持千なりり神後取れを神しとくも世
より取侍り徳吉の運也百二十余のうとたり
とせしうの時新の目心つりしうとて百と家の西家
時新の家より池ありて橋とありしうとて春村の南を
為書りり持持ありとて河より此世方の持り
何れしうとてしうとて山山此世方のしうとてまうとて
ありしうとて山山此世方のしうとてまうとて

即分りし世の山山此世方のしうとてまうとて
ありしうとて山山此世方のしうとてまうとて
此世方のしうとて山山此世方のしうとてまうとて
此世方のしうとて山山此世方のしうとてまうとて
時新のしうとて山山此世方のしうとてまうとて
祇候のしうとて山山此世方のしうとてまうとて
徳吉のしうとて山山此世方のしうとてまうとて
此世方のしうとて山山此世方のしうとてまうとて
此世方のしうとて山山此世方のしうとてまうとて
湯漬と世りて書信と書きしうとて即入る是地かくし
すては後春村の氏族ひしうとて瑞作なりしうとて

小條相模守重時 義時の子男 あり下向て時於折し
ありて之を執持より重時之法良守より時相模守
任て其後建長三年十二月廿六日了法作去作在東の村
長次弟重時耐久連等と相ふ謀ありよりて之を其方及人
と謀て近江の家人等池集りて殺し暗く匿るる四年
二月より相模守の方或友在東の村京橋上原に乞上旨
事一の言として將軍にせんをせり古の法性時評定
船下物家表之奥別相別下群系放荒沖の事有流
旨或可守著第の期し之を一月一日後後藏上をせり
官一品中務々宗尊親王下向 十三年云 二日相模守治
治世八年より中二年滿て同七年八月於經平九月
相模守十八相ふ小宗尊親王親王たりしあり云々あり人

二三車道侍し儀式者重前代に敬よりし

相ふ小浦充材の死ありしせしと道家云内々の作
るし中し乞園示とありし由ありしと
於經の父於嗣の祀たれは之を修せりしなり
教をえせりし道家自言しありし又武家より
斗しひしありや相嗣とありし道家せしなりし事
よと記せりしとありし一併し乞号ありしなり法性
しあり

建長六年十一月時相建長寺とたてし法性寺守所八束
僧の道隆より其間津く号し大覚徳作をせり是僧の
弟の乞と相ふなり康元元年一月重時評職去中政村
を以て執持し十一月時相評職 法性寺 武虎守長時執持

たり長時の子時頼落飾山の内區最明寺と号せり
文永元年二月故近侍兼経公の息女下向時頼と相成り
あて宗子小孫すかみ七月信の目連時頼と對面
弘長元年十月法興入道重時卒時頼於寺と号せり
是未だ信の禮なり二年二月たより信能宴記を親寫
是なり平三年十月古言相模守入道時頼卒七十二男
時宗十三より家督

梅より小時頼兄よりつとと号し初め小孫と号せり
之後之浦の之法と号するつとと号し又つとと
函ふ調峯屋の亮と号せり人因宗の策策と號し
御より高と号し人よりつとと号しつとと号し
つとたりつとと号し後法成上皇の皇子と因宗の

と号し梅家の息女つとと号しつとと号し
長子と号し幼子と号しつとと号しつとと号し
礼きつとと号しつとと号しつとと号し
つとつとと号しつとと号しつとと号し
向へてつとと号しつとと号しつとと号し
つとつとと号しつとと号しつとと号し

文永元年八月長時卒平左馬頭時宗執権より
相模守と任じ時頼長男式部丞時頼平立系して
時頼と中時頼あり時宗家督の後ハ政村
長時と補佐し時宗平買松田城平奉盛と相模
所り平三年三月所の相模守平月廿二日御平
よりて松教平正良平基平陰者平と号し平より

沙汰より六月十九日時宗より弟のく秘せり沙汰あり
尾崎を改村越後より主時城に恭盛より介介する者なし
此日良基中野所とて逐電追電以追電入追電たす日爾刻俄か
消息不形君山内原より入るひ若文の時宗弟小入りより
人々時宗より弟の池集り鎌倉中鎌倉にたす近き此家人
等の池集り事終り七月一日近き此家人或は周と
修り或は尾越たりとあり者多し之日己刻甲士旗を
あけ弟約小池より時宗より門外と相ひ次よ改下の南
へ給とて一回は周とあけお郷入る人連信徳判入る
行一等時宗より使として中野所は往來有る度脱逃の事
等々行所とて沙り修り若終り小人甲子午時又給動
す或時將軍家越後入道信あり依拠の宅(御前)

女房の雲と用ゆも八河流の山首途なりちり入流時七
梅り小宗子の時宗とてあききし小宗とて帰流の後
後流城の上皇も馬路田をく中山門左の女経任と下
えれて修り向く方なりし武家別儀をたれハ事定
りぬし小宗十一年 謙倉のい共子信康終り二女
なりし流とてその年十一月蒙古の勝宰府より
七年二月小宗時宗卒十二年十月長時より子義宗
上流して小宗は任そ九年二月十日鎌倉の早馬六
信宗の北方義宗より許よりあり義宗越え南方(考)て
時捕と討りし時宗より兄より中宗小宗督せられ送心
ありしより一歌をくし強倉よりとも小宗云時宗討
縁産より時宗より先と二月十年六月改村卒五年
鎌倉

義政加判より重時十一年二月蒙古襲来あり七月宗尊
薨之許建治二年六月義政加判と稱す是より時宗
一判たり弘安四年蒙古河刺罕范文虎等大襲来り
同年業時と加判たり重時七年四月重時宗
病より依て入乃道果と号す亦自平二十齋光寺より子
執持女一平嫡子た馬頭自時十四とて家督とす卯社秋
田城父泰盛陸奥守と任し威と治とを時宗に譲り
少て運石のりとして呼ぶ左衛門流し西不致す建治元
方たり時房八年二月自時相續ありとて因左領平
方御より左衛門尉頼泰盛と候し之を泰盛の子宗宗満俊
の傳り方頼宗盛ハ頼朝のゆかりとて河よりとて保民と改め
稱之頼朝のれり氏改めり將軍の志ありとて

く自時もたもかりひり又実小美公や省人十月
小泰盛宗盛以下の一族共其自頼宗傳せしふを
和月證劔といふは後頼朝一人を授けし頼朝と
果ありと云

捕り小泰盛より社父言即入道寛地と稱し一族共
終り教て子孫のりふとありしに子孫の代小一
家亡又果宗泰盛と云ひひり其後又ありれも
流せしきぬ天の教意なり明なり

十年六月業時判後自時宣時と加判り宣時ハ
正徳元年自時より時房後宗と云ふ
系あり世々御見召任りり二年九月鎌倉證劔
將軍惟康親王御よと云ふ八月十日自時為十長

放生舎まで八頁時宣時供奉して偈作せしる俄小
細代奥送移る方とて逐おせり左織古仁年大正貞
時後浦草野の沖子尚今の沖子久明親王と送て
主とて十月廿日向惟康の娘次久明親王の沖息
也とて永仁元年二月貞時初とて小條貞時と六
條雅より後常一とて鎮西の探物一長門の探
頭次とて西園中玉の事成有り其織のわさ今とて
兼阿の時親の孫建治九年六月四月鎌倉大地震壓死一万人と
及ふは法果囚為小威と振ひ二男飯沼判左も又と
おとて此時の人飯沼と云又右房ちよ任を果囚
驕の作り小飯沼と將軍小せんともあり果囚う長子
宗綱かこく若くは於縁入たも飯沼も流せしる也

宗綱も依渡へ流るる其後石造して若狭たりしる
又罪有りて上編へ流るる四年十月三河と範於の
玄孫者ん孫を仰義也及孫の字へ有りて鎌倉とて
法後六年貞時とて一使とを一守後の吾恩民石の
疾者と同是より年毎小を又とて使の初先とて忠
事河りと貞時初とてさうとておねお忠の山伏来てと
許せしとて使の忠事と孔明とて罪ふゆりて使
百人修りたりと後法皇とて治りて人皆善政と稱を
正安二年正月貞時使とをして後傳ん流とありしと
後二條と位とつくと八月貞時入道して宗徳と云其
尊師時小讓職師時ハ時於孫又時村ハ政村う子とて長者
たれハ師時と副て概於加判せしる元三年正月

宗方時義の孫時村と教す也八師時時村二人貞時時義の孫
名代として執持せし小宗方師時小後と争ふ先時村
と教して師時と争ふべし久明將軍親王の作
たりし稱して兵と集く時村と初時時小後村
貞時念て隆興守宗宣と宗隆守宗宣とて宗
方と討共回類とも教て宗宣と師時と活て加判
せしむ法治元年元暦二年七月貞時と計しひよと久明
親王と逐ひて其子守邦親王と争ふ久明を
職七年元暦二年守邦終七歳之應長元年九月師時
死元暦二年十月廿六日貞時率四十家兵守寺と云執持
尚職十二年判發の後十年今廿八年之嫡子高時
九歳なり小宗宣と時時と連署執持あり時時八時村の孫
貞時の子時村

貞時内後醍醐天皇入道赤松と争時時村舅秋白城奴
時教と遠言ひけりて高時と補依す赤松の孫時村
時村の孫

持し小倉の人貞時を時と稱せしむ時村
又これより十歳より小後守邦と教し赤松
と逐本二人時村帝位を廢せり時村二代時村
其威と治しして高時と争ふ事も告ぐれり
今も任せし内出家赤松を時と稱し時村
代し干戈頻り小動赤松赤松の孫也時村
高時と治しして高時と争ふ事も告ぐれり
今も任せし内出家赤松を時と稱し時村

正和九年六月宗宣死して時時一判赤松時教也

威と揚ふ四年 惡討死基時ハ 基討負取執持たり業時ハ

孫貞躬ハ義時ハ玄孫 五年孫實時ハ孫なり 五年孫實時ハ孫なり 時十四孫實時ハ孫なり 執持と叙る基時

辞とく文保元年 二月孫實時ハ孫なり 時相模と対二年 因東孫實時ハ孫なり

花園と相対して 後醍醐とて 元亨二年 奥

の母ふと帝なるを 是ハみと帝とて 一族と柳事論

の事とて 小園義孝とて 職と嫡子と資小深り

と資驕くと 時城茂如とせ 此とてハ ち方とて

終に及りて ちも私とて 父と帝懐とて 又捨別

の流とて 紀別のあ田大和の越前とて 武家と叛く

兼久以来 武士のち帝と 叛く事の始と 西中元年

土岐頼負と事とて 二年 資朝俊基と 向の事あり

此年の十月 前將軍 惟康六十一 嘉暦元年

二月 時入道とて 宗鑑と号とて 舍弟九近太夫茶

家と職と儀とて 一とて 一とて 小長崎と資きりす

茶家入道とて 勲性とて 小糸守時 惟負執權

とて ちとて 時とて ちとて 事とて 小二年 十月 惟

負年 元徳二年 六月 後時 執持とて照時 九月 資と

逆威とて ちとて 時とて 小其之族とて 頼とて

沸やんとせとて 事とて ちとて 頼與とて 流とて ちと

資とて ちとて 監とて 元弘元年 八月 帝並置と

行幸 九月 益置 陷帝とて 糸とて 西中元年 三月 恐

岐とて 柳事楠兵成兵起り 八月 赤松兵起り 二年 有七

京 陷り 仲時 時益討とて 廿二日 高時 等 義負の 為 小滅とて 高職

とて 後七年 守邦 將軍 同日 入とて 七月 卒廿三

十一年

栴梨北條九代は時政義時泰時時氏經時其弟
時頼時宗貞時高時といふなりこれとも執権の世
次と似ていふ時氏又は先きて死にたり九代は
あらずり血流とひて云く後時時頼時宗と云ふ
是一世して九代にあらずを實ハ八代なり一以い
りて九代とはなりや其中時政義時又ふり奸
悪不備と云くこれと天下の武士うれせ終
りハ義時承久の礼儀不修の嗣而と悉く軍
功ありし事よ分りて己一而とも傾せりし
一事よりや多き泰時り賢なる事云ふなり在泰
下
此は其嫡孫時頼の承久なり其一人稱をき
事ともく又清りし事ともく將軍頼朝の

職と流り落飾ととて後時り計りひの栴梨と
如何なるにまき時頼り事ハ主尊送不知院よ
前よありし時宗とて持明院とて大覚寺
ありしと流りりし位とありしなり
とて帝室とかり其主と逐跡を見とる何時
轉
是等皆人倫の理なり其大元の兵強り小我むと
冠せし既に鎌倉に在りし是と稱りし一条と云ふ
ありしなりし時頼りり又ありし海にぬせの人時頼と
なりし稱りりし法西は巡察使と下せりしなり
ちありし事よ印りてハ流りりしなり
正統元は白方泰時とて政事ありとて人として
くく物と流りし公家の事とまきし事ありしなり

止しうの風の前小麓をくして天下創始のまじり
年代と累し半備小麓付う力をそりゆふる清
臣として久な柱と概り和漢あ類く先例を
まらうしうしう頼朝とく二世といさぞ義時いふ成
果熟のうけしう家業と始て兵馬の柱とさう
例し稀なる半もやされと天なる也徳もまは又
大石のちふわうのやまらん中二とせしうをあり
力ゆりしうかき後泰府おつて徳政と先し
法式とわくそくしう分とさう海のまらうは親族^{あつち}ま
武士まともい海しうのち安位と望若なるらうまらう改つお
ての終まおしう入終まおひわり天命の終り^{あつち}七代
まで保する半もそ終り終まなれは根石をくしひ

つるし九條元平治よりあるの標りありしう
頼朝くしふ人もなく泰府くしう者なるしうし
日本国の人民いしうさうしう海しうはいされとよく知
ぬ人の改もかく守威の事(武備の揚よりりしうし
ゆい誇りたり泰府く者改らふはよく誠あるおあり
ちんうし子孫は方終のちあしうあれもわくしう
法の終しゆひひれは不なすしうせとまひしうし
揚し小麓付共天毎貴政材小麓をくしうの右願悉く清貴おありし
頼朝十二年の後終從の後り小叙しぬ中宗流崩御の後皇親
ゆきしうしう小中門流の皇子後終成流とまらふしう
まらうまらう終成流とまらふしう
まらう道流り終小麓付頼朝の時信をて公もしう者か
あしうハハ伽藍と建りしうと云泰府建まの半もまら
まらう功德ハしうしうやと同一字の伽藍と建まらぬれは

海世安氏後生者不子孫繁昌其功德有りといふ奉時
弘法と非んば聖法といふ何より優劣あり傳言を神
聖法に弘法といふはひこころ一奉時對して一所道は晴
々れは非ず道は感ふふわりのひそくをいふ我々
の宗苗太神宮ハ小社と非物ありて海にせり
とも冲息ハ秋津明少川初傳の心を平らめり
功の大少小なり其志大叶ふ時ハ求ふ者縁を
切めふよりなりん弘法縁して伽藍を造りてハ
大小過てり伽藍と建ふは主費大なりて其の形な
るも一も安氏の便なりハ氏と若るなりハ一現世
安徳といふ何よりハ安徳ハ次類眷屬と育びて現世
安徳といふハ一子孫をなすハ行らざるも業ん
惡

なりハ祈るとも七かきハ一自家業ハ一能知事ハ
耶一坊てもや安徳をいふ事とや聖賢の法非
凡のまの深長なりといふ所初りそそく一夫の主
万家の君も傳傳たりハ弘法をいふ一息ハ一かき
和傳鎌倉の行りなるハ政の妨ともなり浅智の人の
家業と考ふ事とも成らんて徳倉と遊ばし
つとを後を徳倉の傳也小思れて人派派といふ奉
時のり候もわしハ一かきも時頼の代ハ建長寺派
ましより徳倉中小山といふとて大なり寺とて教多
なり其外國といふ事と遠り事教と知るハ山の
家大不費ハ盜賊卷は滿ぬる民ハ羨望といふ
小輩といふれ天龍寺と建ててありぬ事多かりと

武將の勇を以て勅るる不迷ひて八玉と号する事都
く向て寺遠り志あり先は海流離の氏と號す
深しそ河の内りもれ

後醍醐帝中興御政考之事

元弘三年國事年六月七日御師治年号亦小治方

せし公家の友位元の中一先年元流の官方亦小

公家武家侍院西より上洛七月廿三日護良親王

出入洛任征夷將軍十月十日北畠顯家時上洛右近衛
中ねり

と隆興守小を以てせし義良親王後村上之
時上洛奥一渡り

河小治城下御入道左忠後見十二月廿八日成良親王

鎌倉より下向りり是利左馬頭忠義兼相
模守執控たり建

武元年正月大内裏と修り右倉院
安元三年大内裏修り
家より西へ百五十六年

抄子
あり
交わり
文鏡初

本朝周防と料由小考これ日本中の地流也家人の不願
得分二十分一とを深せしは時初と帝後と修り

二月本間滋谷源宗と修りて故も筑紫小親能

細田兵と記し河内小を修りて飯盛山より修り修り

赤松の兵起りて三馬場を率少飛の修りて飯盛山

捕りり小修りて三馬場を率少飛の修りて飯盛山

と大友小修りて三馬場を率少飛の修りて飯盛山

治部を捕り武秀常法下修りて三馬場を率少飛の修り

田代馬助義貞小上御橋磨子息義頼小越後兵部

少捕義助小治河捕判左小折津河内右和伯者守小

因幡伯者其介公家武家小二五至中園修り忠義初
二五至揚り

赤松系小は彼用店一所と揚り橋磨の守修り

御まぐりたる三月十日百里山嶽を房の御家せり
梅松論小元弘元年天下一統せりといひ川一統論小
西月守後と定め卿相雲霧者も階位よせり
御家小月守後と定め卿相雲霧者も階位よせり
御まぐりたる三月十日百里山嶽を房の御家せり
梅松論小元弘元年天下一統せりといひ川一統論小
西月守後と定め卿相雲霧者も階位よせり
御家小月守後と定め卿相雲霧者も階位よせり
御まぐりたる三月十日百里山嶽を房の御家せり
梅松論小元弘元年天下一統せりといひ川一統論小
西月守後と定め卿相雲霧者も階位よせり
御家小月守後と定め卿相雲霧者も階位よせり

新なり勅裁漸く小元弘元年九月廿七日
大近臣臨時小内奏以て非叙と申すは論言
叙小元弘元年九月廿七日
先代滅亡の時迹あり事又いふ所の一族小元弘元年
寛宥の叙と申すは罪と宥ありといふ又天下一回の法
と申すは徳の論と申すは徳と申すは徳と申すは徳と申す
恨と念と元弘元年八月廿七日軍勢急負
の沙汰と申すは洞院天皇の御実世と申すは定むる
法小の軍功功徳と捧て思ひ及ぶ事と申すは御実小
忠と人小功と持んで不徳忠と申すは御実小電小飛て
上聞と申すは御実小の御実小の御実小の御実小
西月守後と定め卿相雲霧者も階位よせり

とよみし成りし忠臣と紀し中あんとせし事し小内
奏ふよとて朝歌をうしと安堵と縞りり忠なき者
むすふ十ヶ所西側と縞ふ為房縞と細れ終て病
稀しと祥き其後九條氏部々光徳と上り成る
諸大將ふ其もれ忠臣と事し子亮と中あんとし
相模入道の一治ハ内裏の佐沖料而も立れ
大佛法良守治ハ准
支入道の治とハ志部公親と大佛法良守治ハ准
后の沖願ふ成りしハ介お別一族同赤家凡の事
所願とハ野曲家奴蹴鞠伎藝の者とも侍府治司女
友信守ふ一治二治と公せて内奏よと縞り
十條別の内も准と事し斗の地も軍兵不可
縞り光徳と治りて年月を送り又難辨の

沙汰のわふ都方門左衛門の御ふ決り而も
の人よ女学優長のハ相雲容紀約明法外記
三人分て一月ふハ沙汰の日と定めし
内奏よと沖人物許と事れハ決り所と論
内理と付
らと又法外所と申す本法と縞れハ内奏
別人の事ふわりのわらし
御ふ西願一而も
分てわらの動止所
又日法ハ武成
事し
車の後ふ走り或ハ
世の盛衰時
をけく
統の天下
めく

昇殿宏途に就くくくせり恩賞もなす一其故ハ大信文
さへ中々せめひたり言氏を権とありハ若の頼朝
かきくくくはし初小津守せし候下と語りたりと帝
さしとの軍忠の人なりとてを候なりとの言程との語を
也くく言氏と討んとせしは畠内西武の武士楠を
中者ハ若うの武の武方なりとあれハ佐佐木くハ言氏と
討んとせし初小津の武士多くハ言氏方なりとあり
徳代の武勇をあれハ初ハ將軍もくハ成りたり
と言の建武元年官世のふハ何せぬハ公女あり
見して大ハ成りありハ初侯ハ逃けてハ出
二取ハ成りありと位ハ長なりと言氏下のさり言氏
討て大ハ成り候せんといひハ成りハ事いかりと

言(ちん)まじり尋せめひて官と十月晦日内裏より
捕なりて忠義ハ徳念小立ハ初成れ彼武方の
武士多し誅せしころ

今川貞世ハ耶平記も白義家の忠告文ハ我七代
ハ初ハ我生れありて大下とありとハ作し
家時の忠告ハありて程も時不來半とハ知
あれはもやハ情大菩薩ハ禱中ハ初ハ我
次細く二代の内ハ大ハ成りありとハ初
と切りありハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初
ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初
ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初
ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初
ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初ハ初

淡の河も思風の事よりと河も八橋小思志の時
此の事人殺の口白衣祓り女一人ありて云此子
孫思事より八七代より下と其支後より毎度
合戦より此の時風をよみて赤い中をよと云と
原のゆくは夫ありありありと云と此孫の事
よと定て上松去庫入道 去庫入道 憲房と云使として
号氏名史印男
ま川吉良上総禅門親小作念らましと小思志より
云く今と八平くこそぬつれば事同来此迄の時より
内と上松去庫入道より切めありとや家時貞氏此
お此所の山迄まを大方殿の上松とありと小思作より
と云や依く時文は人骨を折て河原合戦より此
よりと云く

梅小梅松論保曆間記の流皆く武家のなる洞
飾せしとの事り号氏越路して後之位より降り
三ヶ國の守護を編ふいつてませり思貴と云く
りつとま右平記より号氏終せしと云と載りりさ
れハ保曆の流建武元年との事より以下ハ河号氏の
流流の類あり智と云ぬ又は去路より号氏と孫に
と云流して征討をよと云れし事むまといわれ
ると思へりより都右平記の流小思れハ号氏武家の
代と事んと思われし事年久しなる号氏忠義
名中かく思ひぬひし事小思れハ家時貞氏の代
よりと云思ハるしと云候りなる事よりと云すとの事
号氏の名方小思れし事ハ思貴と修する事

半日紙をて福へ一徳も小民のたゞいふて奉りたる
小大内と建てるまんに一先官官勝委被信法師の
類小取領と編ひて軍功を一者小分ち編ふるとふ
半もななくたぬくたひゆるといひて返され類
品是を礼と扱きぬふをより且ハ又新の時の意智
刑賞の二つ小ぬくはき一恩として威とまけはつあり
まして叶ふぬくは小功の輩の幸ハつありふ及恩賞
せしき一大功の人と共功の多分と治せしき一不
意くまをせけりうと今試ふま功以儀せん小護良
且の功半小なるは併一是ハ西一と此又のなるは左
もまへ一や功は小於てハ正成とすてまへ一まねハ初
笑量ありて天子西別ハ家慶を一時ふありて六

十六別の内たは一人計りまをと不致して位の小
勢とひく赤雲の大軍と被ふ事一年と終一徳ふ
武部ハ類く輩も被きおま一此人ぬ是王家の
以ぬふ勤勞なりしゆ一ハ新田足利赤松等の人も
志成たり事叶ふなりしハ相次ハ義貞の功を
大なり見共巨魁とせし一放たり相次ハ赤松
那和つともとより一何とよりしとまへ一赤松の功
何とせんハ六波羅ハ被れ一帝たり一船の上ふあり
まはとも謙倉のまへ一滅ひて六波羅のまへ一被れせん
まはまを危かりせん那和宗慶と送へて是とあり
まへとせせんハたへ一徳倉七ひよりとも推るあり
ま功とも奉りて一徳ハ河れ一窮島依ふ入れハ徳師

時も一方の大將ふ成され其子恭氏八奉討り介
孫と子頼氏八奉時々孫女とて時氏と娘の勝と生
ま子家時又時取り介孫とてま子貞氏も時り介
孫とりけ貞氏のも上叔^{頼重}の尊と成りて其子氏
主義のとも中条の介孫とありて其子代々中条と成り
上八流氏の末系なるも其子代々一方の大將ふ成り
たりされ八帝も年法其人の事ハさるものごとくは
一方の大將とてもなりて其子味方ふありてと
よふ節一頼重のふれおぬも成りて其子忠重なり
かん義貞のやも同一流氏の流とて孫とて八人の
田義重入道とありて八人の流とて孫とて八人の
をれ八流氏の男義國の流と八流流とて成りて

頼重と不候の事ありて其子代々八流とて一人も
ありて上野と成りて其子も知る人なりて其子
帝も八流とて其子代々八流とて其子代々八流と
小右とありて其子代々八流とて其子代々八流と
揚りて其子代々八流とて其子代々八流とて其子
たき清智とて播磨守とありて其子代々八流と
め功と代々八流とて其子代々八流とて其子代
流とて其子代々八流とて其子代々八流とて其子
明とて其子代々八流とて其子代々八流とて其子
代々八流とて其子代々八流とて其子代々八流と

建武二年春三月西園寺大納言公宗流るりて其子
六月廿一日出羽國佐人國司兼室中宰相光顯と成り

名越を初時兼也國を起り相模次初時仍ハ信濃
國小起りと鎌倉小向小重義の者向一軍勢利
なくして敵攻入一は重義成良親王に侍ひ奉る也
七月廿一日鎌倉と藤原二月二日弓兵出流退作の乃小京
正統紀小建武乙亥秋の法与時う類誅反賊記一と
鎌倉小入りぬ重義ハ成良親王と引連中して三河を
まて逃れこる氏中待とあむよ向ひりう征夷大
將軍兵法必熱進補使と望もれ征東將軍小な
うれて悉くハ許されんを平記ハ征夷將軍兼東
小十玄の家成と望む征夷使の事ハ國未靜置の忠
出傳の家成りる梅杉編小國未全残の事一先達

達て京都ハ常小依て將軍ハ奏聞ありりハ重義
全境よと防戦小及と智略をさ小よるを海原小引
逃くよ一と望んぬれハ暇と治りて全力を加ふ
常ノ度小及一と初許をさる而後松小好す天下
の事為のより中移て八月二日帝親と望何りは法
云家成をむ一一人と書教とあふんぬ一と治重統の
眉弘開く此依中りり三河矢新とて東征鎌倉南大
將小對面あり國未小山下向遠江の橋中依次郎中山
駿河守純手箱根山相模川片瀬川より鎌倉よむと
七々度の戦ひ小お侍て八月十九日鎌倉小攻入り小出流
悉く自害とて去御小將軍ハ名号鎌倉入二階堂別
堂小出流と一ハ東都より依奉の事ハ勲功の賞と

形の本を信ひ又前代と力の軍ハ死刑流刑と宥められ
る御小のりあも忠節と被ん本とあひぬ者こそありたり
京より八人の親類と使者として賀しやする又勅使
中流飛入江中相具光因承よりり今度未因速不平
き一平敵威再之使一軍兵の者不あわてハ京にえ
倫方とひくゆへ一先早く帰派す一と大所所意不
あり一と中りある不不下不承ゆら御ゆえ一と
与阿亡ひて天下一統せし平侯以武略不よきり御不
頻年承不承度あり一時云家より義貞夜と忠誅よ及
とも運不よるを今不承金をり一あく大歌の中と遊れ
て因承不承御の存一と常く流のゆりあるありある
ゆら御とよきまじり

梅の正統紀保曆局統を平記不承氏下向の
事成り一不承征夷大將軍並不承追捕使と
なり一不承許されきり一由之梅杉御ゆら下向の
事と不承許されきり一梅杉記一きりハもと御所の
詞之昔氏り法承の時ハきりと憤てりり一とかく
云家のゆゆり有移よあ一との

南朝記御不承十月十二日昔氏細川河原守相氏と以て
奏状と捧く因十九日一宮昔良親王並不承新田義貞不
承度とゆら不承平記ゆら昔氏勅約の上きれとそいゆら
宮方とも不承不承不承一と征夷將軍と稱し承ハケ
不承領の事ハ勅許あれとそ一先朝同一族のおけり
ゆら承の石原とも悉く此夜の軍功の事不承宛り不

梅小中前代滅ひし八月十九日之弓氏の巻状と
捧きし十月十日傳り之中弓九月十日斗り也有
及さばうら兵部之親王の此年一の字ありしハ
いつ成事年とや於て勅使と下りし由ハ梅松論の
記の如く成りし保曆弓氏之如くされハ義貞の奏
状もも存りし又上野とは付義貞の揚りしとき傳り
又は時た中弓成りしといふも傳り延元元年二月
弓氏と親等之進給せし功よりて中弓に任せ
らるし又梅松論小義貞ト向て守りて上野以上
松小宛りしれしといふも文飾の詞之義貞十一月
十九日小進討の宣方と記りし弓氏後向國事ありし矢
別合戦之此年徳倉より守りて上松上野へりり義貞

一族の代友爲上洛せりおししハ并合せぬやを平
記の記のししし事傳りしなり義貞進討
の宣方ふししれしと風守られしと其願由を押
形んハ宣送る所しんや梅松論の他ハ弓
氏の弓小那と傳りぬれしつわ小義貞と記りし
弓より弓小弓氏進給入札後勅使して守りし
ともある事ありしと守りて上りしを内へ押して守り
しハ又ハ赤松の中と武士の軍賣小のひしと守り
傳小巻状と捧られしなり又ハ赤松の義貞ト向て
守りし事と傳りし中弓も是も并合せし十月十日傳り
小巻状事傳りしなり其月女弓小夫別合戦のハ正統
記の記のめ小巻状なりし別合戦なり

切て建長寺小入しと重義謙余ゆりてと板行書重義
とゆりてゆり倫方と書て引おせしとて八高氏と
初小首高しとて重義の報録とてんわ小他きる河之
味方八竹の下依山伊豆の正府今日日の合戦小打防今日十
三日高大将一も小成て府中より車返浮橋東よむと味
と初しはと云布高しと十日の比滞るるる城小云く是より
おふに種余小ゆゆりてとて国東は比沙法とて又一際
たて(国東と合し)ゆりてと海道東部の合戦大東とゆ
只一もとてゆえとて一もあれ八回十日海道小向ひ
ゆりてとて延元元年 足利家とて八
建武三年と 正月十日高氏都入
帝八敷山(遷幸内裏兵火のゆり)松り 正徳元年
十月とゆり 十二月義良
親王小島形家江別はあくと依る本氏損り観音寺の城と

落て十六日園城寺合戦左軍利とてゆり(ゆり)と退く
ゆりゆりゆり九日合戦高氏ゆり利とてゆり丹波ゆり
二月十日ゆり遷幸花山流し入ゆり高氏自捨別ゆり
十言極小合戦高氏重義魚のゆりゆりて既小自害せんゆ
細川は比律師ゆり九別はゆり梅松ゆり海道の初と合戦
ゆりて味方破れて其日のゆり丹波の篠村小ゆりゆり二月
朔日於都の攻入ゆりゆり退て功と成り武畧の
道ゆりゆり細川の人と赤松以下西京の軍と事ゆりゆり
先ゆりゆり兵庫のゆりゆりゆり二月十日ゆり兵庫ゆり
恙ゆりゆり先登のゆりゆりゆり周防の土内長門の厚東
兵和ゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
二月十日ゆり兵庫とてゆりゆり小楠和泉河内ゆりゆり

文政十二己丑秋九月二十六日於益城上郡矢部莊
目凡村金地村奥内大臣山孫嶽麓山中寫之

中村直衛

